

第 87 回九都県市首脳会議 報告事項の概要

首脳会議で提案された諸問題等についての検討状況

① 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

(1) みどりによる地域価値の向上について

〔令和 6 年 7 月～令和 7 年 4 月〕 報告書 1 ページ

検討の成果	各都県市が有するみどりを活用した先進事例の収集や、現地視察会を通して、知見や課題の共有を行った。また、地域への投資を呼び込む手法やみどりを活用したエリア価値向上に向けた動きについて、現地視察会を踏まえた意見交換や専門家の助言を受け、これらの結果を報告書に取りまとめた。
今後の取組 (案)	第 87 回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

(2) 代替フロン排出削減対策の徹底について

〔令和 6 年 5 月～令和 7 年 4 月〕 報告書 1 ページ

検討の成果	代替フロンの排出削減の徹底に向けて、各都県市における取組状況や課題を共有した上で、九都県市で共同して事業者及び住民に対する啓発を行った。
今後の取組 (案)	第 87 回九都県市首脳会議への報告をもって共同取組を終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、国への共同要望や適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

② 今後も九都県市首脳会議として研究会活動を継続していくもの

(1) 水素社会の実現に向けた取組について

〔平成 26 年 5 月～〕 報告書 3 ページ

検討の成果	令和 5 年改定の「水素基本戦略」を踏まえ、取組を一層加速するよう、国に対し要望を行った。 また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。
今後の取組 (案)	水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。 また、「水素基本戦略」の進捗状況や「水素社会推進法」等を踏まえ、必要に応じて水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行うとともに、国等への働きかけを行う。

(2) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

〔平成26年5月～〕 報告書 3ページ

検討の成果	各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組や独自の対策等の状況について情報共有を行った。
今後の取組 (案)	国の「追加的対策」は令和7年3月をもって終了するが、各自治体での取組の参考とするため、令和7年4月以降に独自で実施する対策や取組について情報共有等を行う。

(3) 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について

〔令和6年12月～〕 報告書 4ページ

検討の成果	各都県市における課題や取組状況、好事例を共有するとともに、埼玉県が開発した各種支援ツールの事業者への周知など、連携して実施する取組について検討を行った。
今後の取組 (案)	引き続き、具体的な取組内容に関する検討を進め、円滑な価格転嫁の実現に向けて九都県市で連携した取組を実施していく。

第 87 回九都県市首脳会議

報 告 事 項

令和 7 年 4 月

目 次

I 検討状況の概要

- 1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの
 - (1) みどりによる地域価値の向上について . . . 1
 - (2) 代替フロン排出削減対策の徹底について . . . 1

- 2 今後も九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの
 - (1) 水素社会の実現に向けた取組について . . . 2
 - (2) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について . . . 2
 - (3) 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について . . . 2

II 検討状況に係る資料

(別添1) みどりによる地域価値の向上に関する検討会 検討状況の概要

(別添2) 環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
代替フロン排出削減対策の徹底に関する検討状況の概要

(別添3) 環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
水素社会の実現に向けた取組に関する検討状況の概要

(別添4) 脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

(別添5) 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化に関する検討会
検討状況の概要

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 みどりによる地域価値の向上について</p> <p>各都県市が有するみどりを活用した先進事例の収集や、現地視察会を通して、知見や課題の共有を行った。また、地域への投資を呼び込む手法やみどりを活用したエリア価値向上に向けた動きについて、現地視察会を踏まえた意見交換や専門家の助言を受け、これらの結果を報告書に取りまとめた。</p> <p>その内容は、別添1のとおりである。</p> <p>2 代替フロン排出削減対策の徹底について</p> <p>代替フロンの排出削減の徹底に向けて、各都県市における取組状況や課題を共有した上で、九都県市で共同して事業者及び住民に対する啓発を行った。</p> <p>その概要は別添2のとおりである。</p>	<p>1 みどりによる地域価値の向上について</p> <p>第87回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。</p> <p>2 代替フロン排出削減対策の徹底について</p> <p>第87回九都県市首脳会議への報告をもって共同取組を終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、国への共同要望や適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。</p>

2 今後も九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 水素社会の実現に向けた取組について</p> <p>水素エネルギーに関するチラシを活用した普及啓発を実施した。</p> <p>「水素基本戦略」を踏まえた取組を一層加速するよう、国に要望を行った。また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。</p> <p>その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>2 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>SNS等により、風しん抗体検査、予防接種の促進につながる情報発信を行うことを検討した。</p> <p>3 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について</p> <p>各都県市における課題や取組状況、好事例を共有するとともに、埼玉県が開発した各種支援ツールの事業者への周知など、連携して実施する取組について検討を行った。</p> <p>その内容は、別添5のとおりである。</p>	<p>1 水素社会の実現に向けた取組について</p> <p>水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。</p> <p>また、「水素基本戦略」の進捗状況や「水素社会推進法」等を踏まえ、必要に応じて水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行うとともに、国等への働きかけを行う。</p> <p>その内容は、別添4のとおりである。</p> <p>2 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>国の「追加的対策」は令和7年3月をもって終了するが、各自治体での取組の参考とするため、令和7年4月以降に独自で実施する対策や取組について情報共有等を行う。</p> <p>3 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について</p> <p>引き続き、具体的な取組内容に関する検討を進め、円滑な価格転嫁の実現に向けて九都県市で連携した取組を実施していく。</p>

Ⅱ 検討状況に係る資料

みどりによる地域価値の向上に関する検討会 検討状況の概要

1 課題背景

近年、地球環境等の世界的潮流に関する国内外の動向を背景に、民間企業においても自然資本や生物多様性に関する取組が進められている。また、都市部では、道路空間や商業施設等において、みどりの多様な機能を活用した取組により、利用者満足度の向上や店舗の売上げ増加につながっているほか、隣接する公園や緑地空間との一体的な事業実施などによる管理・活用体制の構築が進められるなど、みどりが持つ多様な力を活用しながら自然環境と都市機能の調和を図り、地域価値を向上させていくことが求められている。

2 検討会における取組

- (1) 地域において、多様な主体が連携して進めているみどりの力を活用した先進事例の調査研究・共有
- (2) みどりによる地域価値の向上に向けた、効果的な整備や維持管理手法の共有、整備効果の把握・見える化に向けた取組の検討

3 検討経過

- (1) 第1回検討会（令和6年7月31日）
 - ア エリアマネジメントに関する都市計画家などを招聘し、講義の聴講・意見交換を行った。
 - イ 各都県市が有する先進的な事例の収集・共有を行い、重点研究事例（視察先）を決定した。
 - ウ 今後の検討会の進め方について協議し、決定した。
- (2) 現地視察会：東京都（立川市）（令和6年9月13日）

都市開発の動きの重点研究事例として、「GREEN SPRINGS」の取組について、現地視察会を実施し、知見や課題等の共有を行った。
- (3) 現地視察会：さいたま市（令和6年9月20日）

みどりを活用したエリア価値向上に向けた動きの重点研究事例として、「大宮ストリートプランツ」の取組について、現地視察会を実施し、知見や課題等の共有を行った。
- (4) 第2回検討会（令和6年11月5日）

各都県市の先進事例や、現地視察会を通して共有した知見等を踏まえ、視察の振り返り、事業者等による講義の聴講・意見交換、全国都市緑化かわさきフェアの視察を行った。

(5) 第3回検討会（令和7年2月12日）

第1回・第2回検討会及び現地視察会を踏まえた振り返りと総括を実施した。

(6) 報告書の作成（令和7年3月）

全体を総括した報告書を作成した。（別紙「九都県市首脳会議首都圏連合協議会みどりによる地域価値の向上に関する検討会 報告書」のとおり。）

4 今後の取組予定

第87回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

九都県市

みどりによる地域価値の向上について



みどりによる地域価値向上に向けた、多様な主体が連携した効果的な取組 研究Report
— 九都県市首脳会議首都圏連合協議会
みどりによる地域価値の向上に関する検討会 報告書 —

令和7年3月

目次

1	はじめに	P02
2	検討会の概要	P02
3	みどり活用のモデルケース（重点研究事例）	P05
	（1）立川市の事例、考察	
	視点1：都市開発の動き	
	まちと自然と人々が調和する「ウェルビーイングタウン」東京都（立川市） GREEN SPRINGS	
	（2）さいたま市の事例、考察	
	視点2：みどりを活用したエリア価値向上に向けた動き	
	おおみやストリートプランツプロジェクト さいたま市 大宮駅周辺	
4	様々な視点からの意見交換	P23
	（1）国内外の動向からの視点	
	（2）みどりとまちづくりからの視点	
	（3）都市開発からの視点	
	（4）エリアマネジメントからの視点	
5	みどりの力の活用に関わる総括	P45
	（1）持続する仕組み	
	（2）ビジョンの共有	
	（3）見せる、伝える工夫	
	（4）質の高いみどり空間の創出による環境効果	
	（5）みどりをきっかけに生まれるコミュニティ効果	
	（6）さいごに	

参考資料

検討会に関する補足

各都県市の取組事例まとめ

かわさきフェア富士見公園会場での新技術

みどりによる地域価値向上に関する国内外の事例紹介

1.はじめに

近年、地球環境等の世界的潮流に関する国内外の動向を背景に、民間企業において自然資本や生物多様性に関する取組が加速化し、公民が連携し、みどりが持つ多様な力を活用しながら自然環境と都市機能の調和を図り、地域価値を向上させていくことが求められている。しかしそのためには、隣地事業者等と連携したシームレスな一体的整備や維持管理など多方面との柔軟な協議・調整を要するとともに、継続的な取組の展開に当たっては、担い手や資金の確保などの課題がある。

そのため、都市間で連携して知見の共有及び広域的に共通する課題の研究等を行うに当たり、第85回九都県市首脳会議における合意のもと、首都圏連合協議会において「みどりによる地域価値の向上に関する検討会」を設置した。

2.検討会の概要

(1) 名称

みどりによる地域価値の向上に関する検討会（以下「検討会」という。）

(2) 構成員

各都県市のみどりの保全・緑化推進等を所掌する課長、みどりを活用したまちづくり等に関する事業を所掌する課長
※座長：川崎市 建設緑政局 総務部 企画課長

(3) 検討内容

今回、以下の項目を検討するものとし、各都県市から先進的な事例を収集した上で、重点研究事例を決定し、その事例を基に研究を進めることとした。

① 検討項目

ア.地域において、多様な主体が連携して進めている、みどりの力を活用した先進事例の調査研究・共有
イ.みどりによる地域価値の向上に向けた、効果的な整備や維持管理手法の共有、整備効果の把握・見える化に向けた取組の検討

② 取り扱う先進事例の定義

- ・ 地域価値の向上に向けて、みどりの力を活用しているもの
- ・ 自然環境と都市機能の調和を図り、都市の魅力向上に取り組んでいるもの
- ・ 空間整備や持続的な維持管理等において、民間企業や地域団体等と連携しながら、持続可能な仕組みづくりに取り組んでいるもの

本調査で取り扱う重点研究事例について【視点1：都市開発の動き】【視点2：みどりを活用したエリア価値向上に向けた動き】の2つの視点から検討を行うこととした。

2

(4) 重点研究事例

九都県市で協議を行い、各都市の取組事例から以下の取組を重点研究事例に決定した。

- ・ 視点1の事例：「GREEN SPRINGS」株式会社 立飛ストラテジーラボ
東京都立川市緑町3-1
- ・ 視点2の事例：「大宮ストリートプランツ」一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮
埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目周辺

(5) 検討会スケジュール

① 第1回検討会（令和6年7月31日）

各都県市が有するみどりを活用した先進事例を収集・共有し、東京都（立川市）及びさいたま市の取組を、現地視察を行う重点研究事例として決定した。

エリアマネジメントに関する都市計画家などを招聘し、検討議題に対する講義・意見交換を行った。

② 現地視察会：東京都（立川市）（令和6年9月13日）

「GREEN SPRINGS」の取組を視察

③ 現地視察会：さいたま市（令和6年9月20日）

「大宮ストリートプランツ」の取組を視察

④ 第2回検討会（令和6年11月5日）

各都県市の先進事例や、現地視察会を通して共有した知見等を踏まえ、視察の振り返り・他事例との比較、事業者等を交えた意見交換を行った。また、全国都市緑化かわさきフェア会場を視察した。

⑤ 第3回検討会（令和7年2月12日）

報告書素案の確認、第1回～第2回検討会を踏まえた振り返りと総括を実施した。

第1回検討会（7月）

- ・各都県市の先進事例を共有
- ・重点研究事例を決定
- ・検討会の進め方を決定

重点研究事例を視察
GREEN SPRINGS

重点研究事例を視察
大宮ストリートプランツ

第2回検討会（11月）

- ・視察の振り返り
- ・事業者等を交えた意見交換
- ・かわさきフェア会場視察

第3回検討会（2月）

- ・報告書素案の確認・協議
- ・総括

3

各都市における先進事例

都県市	項目（自治体イチョシの取組）
埼玉県	緑のトラスト運動 あさかエリアデザイン会議（朝霞市）
千葉県	民間事業者によるグリーンインフラ活用型都市構築支援事業（船橋市）
東京都	東京グリーンビズ（東京グリーンビズ・ムーブメントの醸成）★
神奈川県	PFIを活用した新江の島水族館の整備及び管理運営による湘南海岸公園の魅力向上（及び地域価値の向上）（藤沢市） 指定管理者制度活用による県立都市公園の魅力向上（及び地域価値の向上）
横浜市	The wharf house yamashita koen（山下公園） （仮称）旧上瀬谷通信施設公園 国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）
千葉市	幕張ベイパークのエリアマネジメント ～若葉3丁目公園～ 西千葉アーバンファーマーミング～みんなのみちばたプロジェクト～
さいたま市	公民連携による緑化滞在空間の創出～大宮ストリートプランツプロジェクト～★
相模原市	—
川崎市	殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの取組 （登戸駅前）土地区画整理事業を契機とした駅前広場のグリーンインフラ等により住み続けたいまちとして選ばれるまちづくり

★重点研究事例

4

3. みどり活用のモデルケース（重点研究事例）

本調査で取り扱うみどりによる地域価値向上の重点研究事例について、大きく2つの視点から検討を行った。

【視点1：都市開発の動き】都市に新たに質の高いみどりを創出した取組

【視点2：みどりを活用したエリア価値向上に向けた動き】小規模の緑化をきっかけに地域をつなぐ取組

視点1：都市開発の動き



都市に新たに質の高いみどりを創出

視点2：みどりを活用したエリア価値向上に向けた動き



小規模の緑化をきっかけに地域をつなぐ

みどりによる地域価値の向上の重点研究事例

東京都立川市
「GREEN SPRINGS」

埼玉県さいたま市
「大宮ストリートプランツ」

5

東京グリーンビズ（東京グリーンビズ・ムーブメントの推進）について

- 東京都では、「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業の皆様など様々な方々とともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えた緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を推進
- 「東京グリーンビズ」のムーブメントの推進に当たっては、官民連携を重視しており、コラボレーションパートナーと協働し、例えば、官民の緑溢れるスポットやイベント情報などを「東京グリーンビズマップ」で発信



東京グリーンビズ・ムーブメントの強化・推進

▶官民連携の推進（コラボレーションパートナー）

都とともに東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進め、その取組を相互に発信する企業・団体を「コラボレーションパートナー」として41団体（令和7（2025）年1月時点）登録し、官民連携を推進。

コラボレーション
パートナー一覧



▶東京グリーンビズマップの公開

都民や東京を訪れるすべての人々が緑に触れる機会を創出するため、約830か所の緑溢れるスポットやイベント情報を発信するデジタルマップ。おすすめコースの紹介やお気に入りスポットの登録・ランキング表示など、様々な機能が利用可能。

東京グリーンビズマップ
はこちら▶



東京都立川市
「GREEN SPRINGS」
情報も掲載

6

（1）東京都（立川市）の事例、考察 立川の都市格をあげるプロジェクト

視点1：都市開発の動き

まちと自然と人々が調和する「ウェルビーイングタウン」東京都（立川市） GREEN SPRINGS



研究理由

東京グリーンビズコラボレーションパートナーである「株式会社立飛ストラテジーラボ」が整備し、東京グリーンビズマップでも緑溢れるスポットとして紹介されている施設である。昭和記念公園の豊かな緑との間にある特有のポテンシャルを持つ一方で、**ヒューマンスケールのコミュニティやアクティビティが不足していたまちを、まちと自然と人々が調和する「ウェルビーイングタウン」をコンセプトに多世代間の交流を生み出す場所となるように、長期的視点でエリアの価値を高めている事例。**

ここがポイント

- 開発当初から**エリア価値向上を目指し**、関係者を巻き込みながら**場を創出**している
- 多世代間の交流を生み出す24時間往来可能な**パブリックスペースの提供**により持続的な空間へ
- 様々な仕掛けにより**シームレスな空間**を体現し、周辺商業地域への影響を与え続けている

7

取組概要

立飛グループが所有している約98万㎡の所有地の起点となる事業として着手、**長期的な視点でエリア価値の向上を目指す再開発を行うという志の下プロジェクトを推進**。空と大地と人がつながるウェルビーイングタウンをコンセプトとして掲げ、都心にも近く、自然にも近い立川だから実現できる、自然と文化と先進技術が融合した命に心地よいコミュニティの在り方・価値観を提示し、100年先の未来まで続くまちの起源の創造に努めた。

人工地盤である2階中央に**約1万㎡の水と緑豊かな広場を配置し、24時間往来できる空間として開放**している。また、立川市のシンボルロード多摩都市モノレールに沿って北へ向かう幅員40mのサンサンロードに面する店舗は、壁を最小限としてガラス面を多く配置することで、**店内から賑わいがまちなかへと広がるシームレスな空間を提供しており、周辺のまちづくりに貢献**している。



駐車場を都市の景観から消失させ、昭和記念公園の緑と街区内の緑を視覚的に繋ぎ合わせている

内外を融合する様々な仕掛け



容積率500%に対し、150%の低容積率 = 空積率350%



配置兼2階平面図：広場を取り囲むように機能ごとに分節化された配置計画とし、街区内の緑と街区外の昭和記念公園の緑をつなぎ合わせている

株式会社立飛ストラテジーラボ提供資料から抜粋 8

みどりを活用した効果的な整備のポイント

①整備効果の把握・見える化

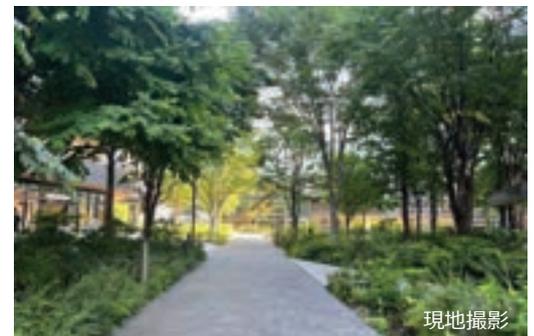
ウェルビーイングな環境を自然に体感してもらうことが目的であるため、視覚的な表示を少なくしており、見える化は最小限にとどめているが、その他の手法として、**HPやYouTube等でウェルビーイングの取組や多摩産材の活用などを発信**している。**整備効果の把握としては、来客者に対しアンケートや滞留時間の調査**を定期的に行い事業に還元している。



HPより

②維持管理手法

350種類もの植物を維持管理するため**専門スタッフを365日**常駐させ、**コストをかけて管理**している。ランドスケープのマスターデザイナーや植栽管理の会社、運営管理のスタッフが**年4回共同で巡回し改善点を出し合う共同巡回を実施**している。植栽時に、デザイナーが樹種を圃場で選び、樹形や植える向きなども綿密に意識し管理している。**来客者の視線の抜けを意識した剪定や、それぞれの植物の状況に合わせて質の高い管理**を行っている。



現地撮影

③隣地空間と連携したシームレスな一体的な整備

通りに面する店舗は基本的に壁をなくし、ガラス面で**店舗内の賑わいやつながりを感じられる仕様**とし、舗装材の色を街路の舗装材と色調を合わせるなど**敷地境界を感じさせない工夫**や、店舗管理での屋外テラス席を許可し、**ベンチや植栽の屋外への設置を誘導**するなど、**周辺街路への影響を考慮した、再開発区域に留まらないシームレスで一体的な整備**を行っている。



現地撮影

持続性の確保のポイント

①担い手に関するポイント

隣接するサンサンロード沿いの有志企業とともに「たちきたエリアマネジメント」を発足させ、賑わいの創出や地域の人々の交流促進、治安維持などの地域社会の課題に取り組んでいる。

【視察後の動き】

エリアマネジメントを推進し、事業運営主体としての役割を担う組織として、2024年9月「一般社団法人たちきたエリアマネジメント」を設立した。

②収益に関するポイント

投資回収は厳しいが、まず第一にまち全体への投資と考えている。コンセプトに共感した企業からの、社屋としての利用やテナントの要望も増えており、ランニングは黒字の状況。また、テナントに緑の維持管理の重要性を理解した上で入居してもらい、そのコストを含めた賃料を設定している。

③交流の場づくりのポイント

屋内外に休憩施設やイベント空間を多数設け、地域のコミュニティを育てている。生産者と提携した地場産の野菜などを販売するマルシェやみどり空間を活用したイベント・体験プログラムを地域に提供している。



多摩信用金庫 共創たまちいきHP



エリアマネジメントの取組



提供資料より



提供資料より



現地撮影

24時間楽しめる空間を提供

屋内休憩施設



みどりを活用したイベント

取組のココが知りたい！

Q:事業コンセプトのウェルビーイングの評価はどのようにされているのですか？

A:アンケート調査において、NPS(ネットプロモータースコア) 指標を活用しています。

※NPS(ネットプロモータースコア) とは、ベイン・アンドカンパニーが開発した指標「0~10点で表すとして、〇〇を友人や同僚に薦める可能性はどのくらいありますか？」

親しい人への推奨度をスコアに表すことから、愛着や信頼度を図ることができ、また一般的な顧客満足度調査の質問に比べて、より厳しい採点となるアンケート

将来に向けて

Q:次の段階ではどのような取組を想定しているか。現在ある課題や、将来の方向性について教えてください！



現地視察状況

A:ランドオーナーとしてグリーンスプリングスを起点として、多摩地域の魅力向上・地域経済へ資する取組をしていきたいと考えています。

今後のまちづくりにおいて、緑豊かな空間やコミュニティ空間、人々が過ごしたくなる、来たくなる心地良い空間をしっかりと作っていくということが重要です。

今後、選ばれるまち、選ばれる施設空間となるためには、緑豊かな空間や心地よく過ごせる場所、地域コミュニティを育てることにつながる場となる機能を持つておくべきと考えています。

たちきたエリアマネジメントの取組としては、今後、市内の公園や都市軸と連携したまちづくりやイベントと一緒に展開していきたいという思いを持って、関係者と協議・検討を行っていきます。

株式会社立飛ストラテジーラボ

参考：ルール、関係する法令、補助メニューなど

立川市都市軸沿道地域企業誘致条例

(https://www.city.tachikawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/006/891/kigyoyuuchizyourei.pdf)

都市軸沿道地域でのにぎわい創出のため、3年内に着工などの条件を満たすと、立川市が、企業に課される固定資産税及び都市計画税の一部の額を奨励金として交付する制度

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

(<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/forest/1203.html>)

公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施するもの

その他、GREEN SPRINGSに関する主な質疑等、現地説明内容

●緑豊かな空間を設けるにあたり、行政との協議調整や障害となったルール等

⇒都市軸であるサンサンロードの賑わい形成などを立川市と協議を行った。障害となったルールは特にはないが、多摩地域オンリーワンの施設という地区計画のルールはハードルが高かった。

●みどりの力を重視した開発の手法

⇒みどりの力をしっかりと活用するため、プロジェクトの初期から建築とランドスケープ、それぞれのマスターデザイナーが意見をぶつけ合いながら、優劣をつけずに検討していったことがポイント。

●緑の質

⇒グリーンスプリングスの緑は昭和記念公園やその先の奥多摩の緑との連続性を意識し、様々な植物が交じり合う環境を目指し、多摩地域に自生する植物350種類を、植替えも行いながら通年維持している。通常の開発であれば、植栽の管理コストを圧縮できるよう、手間のかからないものを使用すると思うが、グリーンスプリングスは緑の連続性やウェルビーイングな環境を意識し、しっかりコストをかけることを覚悟して運営している。

●緑豊かな空間としたことの恩恵について、実感

⇒各店舗の出入り口の視認性を確保しつつ緑豊かな空間を作ること意識しており、人々の目線を邪魔せずに丈夫で緑の空間がキープできる環境を作った結果、人の通り道、目線の通り道とともに、風の通り道が生まれた。アンケート調査によると、人の滞在時間が長いことが分かっており、実感として、ゆったりと歩いている人、笑顔の人が多く感じる。

●雨水貯留の設備や仕組み

⇒具体的に、グリーンインフラの導入で目指す効果、数値目標は立てていないが、カスケードやトイレ、植物の灌水に雨水を利用している。

●周辺のみどり空間との連携事例や予定

⇒グリーンスプリングスの環境を活用したスクールやイベントには地域からの参加も多く、地域の人々の交流や活動の場が生まれている。また、近隣の農家さんが来て毎週実施している、食をテーマとした小規模なマルシェでは、地域の農業の発信や食材の提供の場にもつながっている。サンサンロードと連動したイベントも開催しているが、今後は昭和記念公園との連携などにも取り組んでいきたい。

12

現地説明内容に対応する写真



13



350種類以上の多様な植栽



サギヤカモヤカエルが往来するピオトープ



文字情報を押さえピクトグラムを活用



2F人工地盤上の豊かな植栽



高質な芝生（夏芝、冬芝の入替）



昭和記念公園との緑の連続性



蒸散効果を促す樹層



アートのまち立川とのつながり



遊び心溢れた設え



境界を感じさせない設え

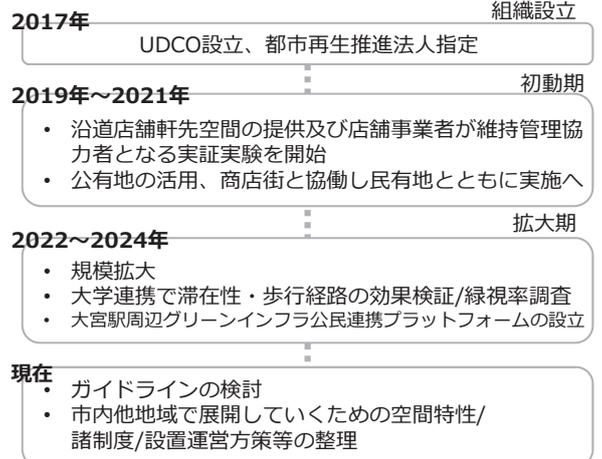
(2) さいたま市の事例、考察 公民連携による持続可能な緑化空間マネジメント

視点2：みどりを活用したエリア価値向上に向けた動き

おおみやストリートプランツプロジェクト さいたま市 大宮駅周辺



取組の主な変遷



研究理由

緑豊かなまちづくりを進める中での緑の維持管理の継続の課題に対し、地域産業として流通する「植木」を用い、公共空間の活性化や景観向上、沿道店舗等や生産者との連携など**公民連携で持続的な緑化マネジメントの体制づくりを進め、ストリートからまちづくりへつなげている事例**

ここがポイント

- まちなかのパブリックスペースの居心地を良くする取組を通じた**地域産業の支援**
- 都市再生推進法人（指定法人制度）を活用した**協賛/購入が可能な道路植栽の仕組み**
- 段階的な協働体制の構築により、**様々な主体がまちに関わるきっかけ**へつなげている

みどりを活用した整備手法のポイント

可動式プランターの更新

実施規模を年々拡大するなかで、仮設的な木製プランターから恒久性の高いGRC（繊維強化コンクリート）製のプランターへと移行。転倒対策としては、樹高を抑えた樹木選定や、キャスターを取り外すことで改善を図っている。

プランターの選定に向けて、地元施工会社 LOA/Landscapestudio、屋外什器メーカーのトーションコーポレーションがメンバーに加わり、**大規模な公共空間でのストリートプランツの運用が可能**になった。



現地撮影

風等を考慮した重量のある鉢



現地撮影

資材を保管できる鉢

植木生産で生じる残在庫の活用

入出荷の差分から生じる、残在庫の品質の高い多様な植木を街路植栽として設置しており、植木生産事業者の新たな事業領域となっている。



現地撮影



現地撮影

多様な植栽

維持管理協力者の巻き込み

週ごとに交代で維持管理している企業の名前を掲示して地域へ発信している。また、設置場所に近い店舗等に管理を打診し、管理の手法を明確に提示することで、きめ細かく目が行き届きやすい体制を確保している。

維持管理手法の周知

- ・季節ごとの水やり水量、時間帯など
- ・特殊な樹種は、別途水やり頻度を共有
- ・剪定・清掃について
(雑草、枯れ枝の処理、落下枝の処理)



現地撮影



現地撮影



現地撮影

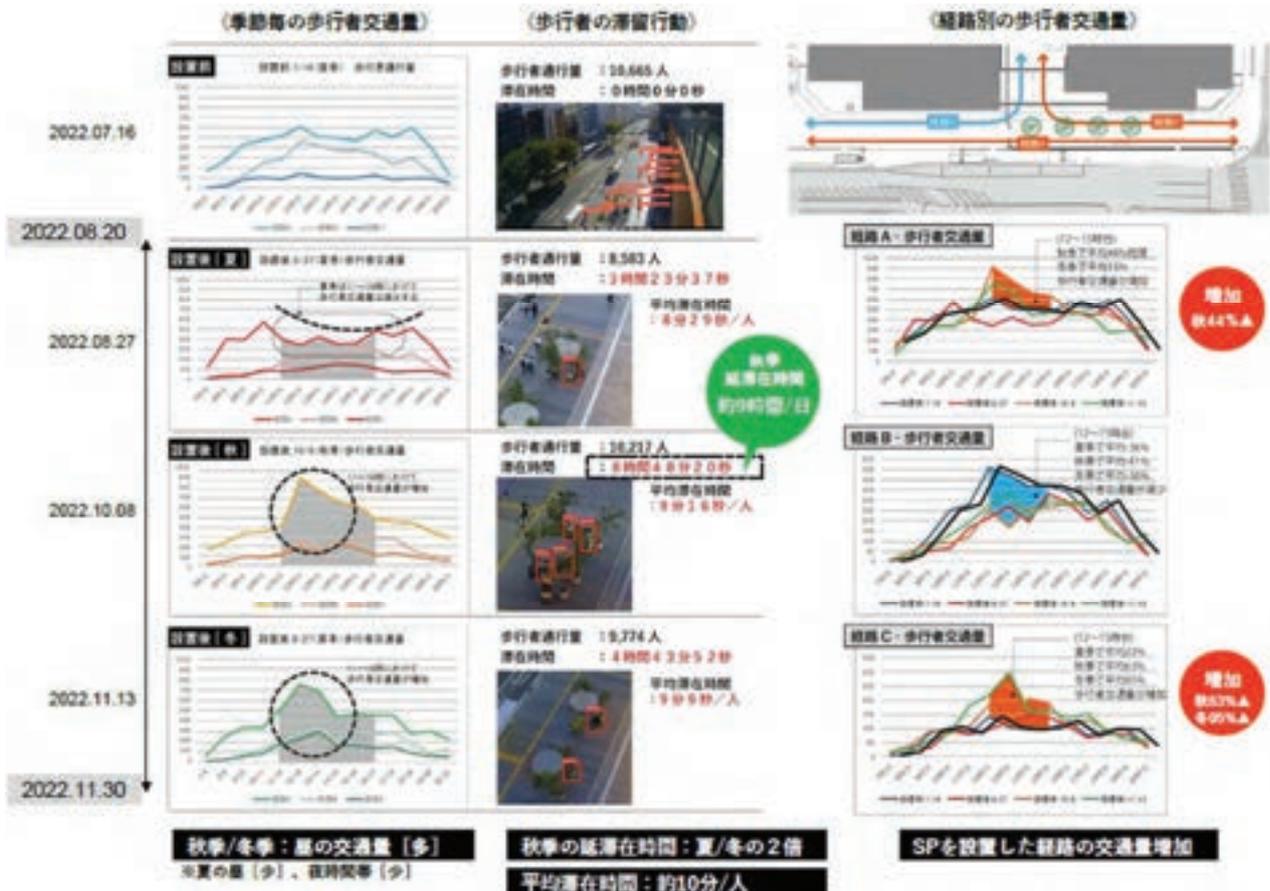
管理企業を伝えるサイン

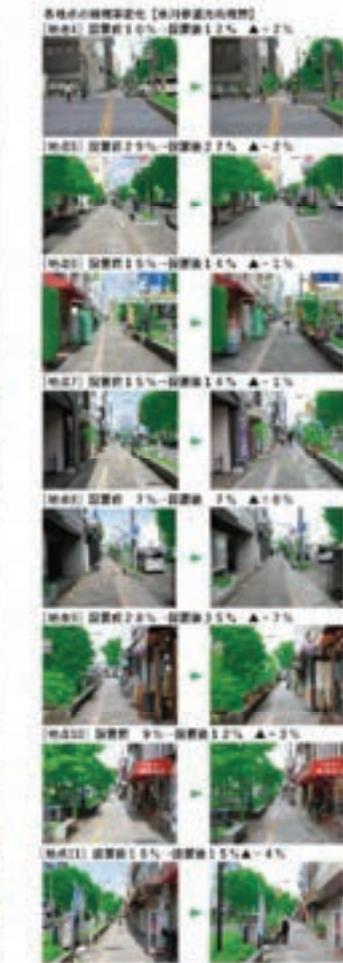
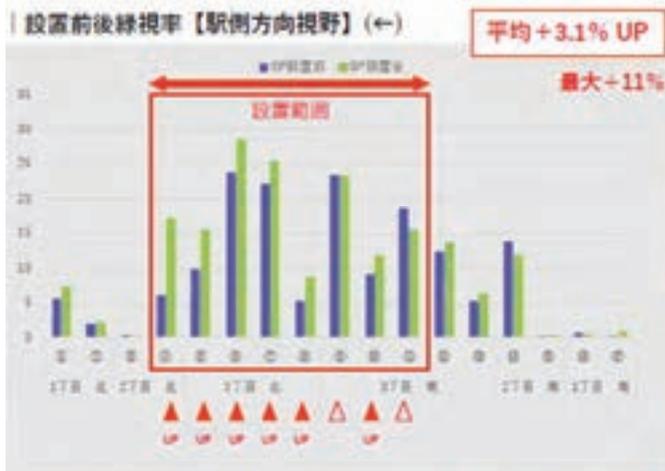
管理用水栓

アーバンデザインセンター大宮提供資料から抜粋

整備効果の把握・見える化

地元大学の芝浦工業大学等との調査協力体制を構築し、ストリートプランツの設置による滞在性の向上について、経路別歩行者交通量調査、延滞在時間、滞在行動種別の視点で人流調査を行い、数値的な効果検証を行い、滞在性に寄与したことを確認している。





アーバンデザインセンター大宮提供資料から抜粋 20

その他、おおみやストリートプランツに関する主な質疑等、現地説明内容

●実施の仕組み、役割分担

⇒さいたま市、UDCO、緑地協会や金融機関などが入った「大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォーム」でチームを組んで、それぞれの特徴を生かしながら役割分担して実施している。経費としては、沿道店舗の理解が得られたところに、生産者が植栽を設置し、協賛者からの広告協賛金や購入費で、沿道店舗による維持管理費や生産者への協力金、運営費として分配していく形を理想としている。

●まちなかに植栽を設置した効果

⇒歩行者交通量の総量に大きな変化はなかったが、滞在時間が非常に延びた。経路別の歩行者交通量を見ると、プランツを設置している通りの交通量が上がっており、プランツのあるところを選択して人が歩いていると言えると思われる。また、当然ながら緑視率も上昇している。

●今後継続していく上での課題

⇒資金面が最も大きな課題。現状、維持管理費相当分は協賛収益により賄うことができているが、運営の人員費や植栽の生産者への支払いまでは賄えていない。協賛金額の増加を目指すこととあわせて、さいたま市からの業務委託をずっと続けるのではなく、違う方法で資金を確保できるようにしていきたい。

●道路占用の取り扱い

⇒道路管理者が弾力的な運用を行っている「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用」として申請している。都市再生推進法人であるため、長期間の収益事業にアドバンテージがある。

●「mmm (マチミチミーツ)」の参加者の取込み方

⇒30-40代のまちづくりへの参画が弱いことを課題として捉えていたため、インスタグラムで見つけた地元事業者に直接アプローチしたり、受け入れ方としても、談笑の時間を多く取る、託児スペースを用意するなど、柔軟な内容で参加のハードルを下げている。

●今後実施していきたいこと

⇒公共空間、民間の公開空地、都市公園、道路などのそれぞれの場所で設置する際のノウハウや課題をガイドラインとして整理してまとめていこうとしている。

取組のココが知りたい！

Q:協力者の獲得手法や持続性のポイントは？

A:なるべく近くの店舗や企業の方に声を掛けていくことがポイント

ジェラートを買って、その前に設置してあるベンチで食べる、というような関係性を大事にしています。管理は長期化するほど負担になるので、店舗前ならできても50m離れると辛くなる場合もあります。また、台風の接近や怪我の発生などがあった場合、沿道の方ならではの素早い対応も！

将来に向けて

Q:次の段階ではどのような取組を想定しているか。現在ある課題や、将来の方向性について教えて下さい！

A:現在、ストリートプランツを市内他地域で展開していくために空間特性/諸制度/設置運用方策等の整理を行っています。また、GIAPメンバーによってグリーンインフラプロジェクトに対するESG投資の受け皿を構築するプロジェクトの検討が始まっています。

昨今のネイチャーポジティブやGX、カーボンクレジット市場の開設などの状況を鑑みると、**社会貢献性のあるESG投資やインパクト投資の機会創出はまちづくり領域では重要なテーマとなる**ことから、これまで構築した仕組みと体制をモデルとして打ち出し、他地域での普及展開を目指しています。

アーバンデザインセンター大宮



現地視察状況

参考：ルール、関係する法令、補助メニューなど

都市再生推進法人

行政の補完的機能を担う団体として市町村より指定される。まちづくりの豊富な情報・ノウハウを持つ団体として公的な位置づけを与えることで、公共施設等の設備等を促進するためである。また、自らの活動根拠になる都市再生整備計画を作成し、市町村に提案することができる。

まちなかウォークブル推進事業

車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の開放など、既存ストックの修復・利活用に関する取組を重点的・一体的に支援する制度

22

4. 様々な視点からの意見交換

まちづくりにおいて「グリーン」が求められる背景やみどりによる地域価値の向上に必要な視点について意見交換を行った。

(1)国内外の動向からの視点

都市において、地球的・国家的規模の課題である①**気候変動への対応**（温室効果ガスの排出削減・吸収、エネルギーの効率化、水害対策、暑熱対策等）や②**生物多様性の確保**（生物の生息・生育環境の確保、環境教育等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③**Well-beingの向上**（健康の増進、良好な子育て環境等）の**社会的要請に対応する必要性が高まっている。**

- 都市の緑地は多様な効果を有しており、医学雑誌では、都市の樹木被覆率の向上とヒートアイランド現象による死亡者数低減の関係性も示されており、**緑地は身体的・精神的・社会的な健康に寄与しWell-beingに資するもの**でもあることが分かる。

◎ 本来のウォーカビリティ

- ・人を第一に考えた、人中心のまち。市民のニーズや要望に沿って都市を形成すること。
- ・ウォーカビリティを考える上で、国際的に重視されるポイントは次の3点
 - ① **多様性**…都市に多様な用途（Mixed Use）があること。都市計画法の用途地域も見直していく必要がある。また、建物の多様性の点では、大規模な再開発だけでなく小規模なリノベーション等も重要である。
 - ② **高密度**…人や住宅の密度が高いこと。
 - ③ **徒歩でアクセス可能**…小さな街区ブロックなどにより歩いていける。
- ・また、**海外では、まちづくりだけでなく、環境（CO2削減）、子ども子育て、医療介護の点でも推進されており、日本でも様々な部署で考えられることが望まれる。**



スーパーブロック計画の例 スペインバルセロナアシャンプラ地区

出典：国土交通省HP ウォーカブルなまちづくりの 海外事例紹介 (<https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/img/machimichi/05/04.pdf>)

第1回九都県市首脳会議 アドバイザーによる講義内容を参考に作成

パブリックスペース活用・マネジメントの必要性と行政職員に期待される関わり方（日本大学理工学部建築学科 准教授 泉山 壘威 氏）

◎ ウォーカブルシティの論点整理

- ・ウォーカブルは、**QOL向上、地域の愛着・つながり強化を目的**とするもの。
- ・**車中心から人中心への移行が重要**。歩行者優先道の設置、車の速度制限、駐車場の整備など、**交通政策と両輪で考えていく必要がある**（Link&Place理論）。徒歩だけではなく、自転車やバスの活用も含め、交通の優先度を見直していく。
- 【イメージ】国道、都道府県道などは主要な交通道路として駐車場も集約し、市町村道などを歩行者優先道路にするなど、**メリハリをつけることでまちなかが歩きたくなるエリア**になっていく。
- 【事例】スペイン・バルセロナ（街区ブロックを交通動線と歩行者空間ですみわけ）
- ・**徒歩のエリアをつくるだけでなく、住む・働く・遊ぶを近距離にすることも併せて重要。**



出典：バルセロナ市HP (<https://www.barcelona.cat/pla-superilla-barcelona/en>)

第1回九都県市首脳会議 アドバイザーによる講義内容を参考に作成

パブリックスペース活用・マネジメントの必要性と行政職員に期待される関わり方（日本大学理工学部建築学科 准教授 泉山 壘威 氏）

(2)みどりとまちづくりからの視点

近年の気候変動対策や新型コロナウイルスの流行による行動変容や歩行者を優先するウォークアブルシティの考え方、**QOL向上、環境改善、コミュニティ形成等につながるものとしてパブリックスペースのあり方を変えていくことが必要**

◎まちづくりにおいて「グリーン」が求められる背景

背景

パリ協定、気候変動対応
SDGs、生物多様性
環境認証・IR
新型コロナウイルス
感染症による行動変容
まちづくりGX
ネイチャーポジティブ
リジェネラティブデザイン…

屋外空間の再価値化、
Wellbeing、幸福度・
Happy Cityへの回帰

都市環境に“みどり”を取り入れた

グリーンパブリックスペース

都市環境に滞留空間+滞在時間を増やす
⇒賑わいだけではない、都市でくつろぐ日常を習慣化
⇒そのまちにしかないアーバンライフを生み出していく

みどりによる地域価値向上に必要な視点

みどりはコストではなく、みどりに投資する時代へ

みどりによる地域価値向上に向け、みどりの力の活用が生まれている事例 ※詳細は参考資料参照

- ✓市民参加による緑道の再生 ⇒ニューヨーク ハイライン
- ✓パークレットの居心地を上げる緑の導入 ⇒サンフランシスコ バレンシアストリート
- ✓民間のカフェやリノベーションの中で緑化 ⇒メルボルン グリーンレーンウェイ
- ✓投資家を意識した環境認証の取得 ⇒麻布台ヒルズ
- ✓公園を中心にした再開発 ⇒グラングリーン大阪
- ✓暗渠化された水路の復活 ⇒前橋・馬場川通り

第1回九都県市首脳会議 アドバイザーによる講義内容を参考に作成
パブリックスペース活用・マネジメントの必要性と行政職員に期待される関わり方（日本大学理工学部建築学科 准教授 泉山 皇威 氏）

都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まりを受け、**まちづくりと緑が一体となった取組を一層推進するための方向性**が国から示された。

Ⅲ. 令和6年度 都市局関係予備 主要事項

1. まちづくりGX

G7 香川・高松都府大臣会合でも取り上げられた、地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化・暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応するため、これらに対し大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮及び都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組等を進める。

施策の概要		都市に取組が求められる3つの視点	
<p>①気候変動への対応</p> <p>都市緑地によるCO₂削減 エネルギー効率向上のイメージ</p>	<p>②生物多様性の確保</p> <p>生態系・生物多様性の保全・再生・創出</p>	<p>③Well-beingの向上</p> <p>緑地のある 安心・快適な生活空間 環境教育の場</p>	
4つの重点取組テーマ			
<p>1. 緑地に関する官民の共通認識の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画における緑地の位置付けを向上させると共に、国・地方公共団体による都市の緑地に関する目標を打ち出す。 広域の見地から計画的に緑のネットワークを形成し、緑の機能発揮による魅力的でコンパクトなまちづくりを推進。 	<p>2. 都市の緑地に対する民間投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ESG投資^①やTNFD^②等の世界的な潮流を踏まえ、良質な都市の緑地を創出・維持するプロジェクト等を客観的指標で積極的に評価し、民間資金を集める仕組みを導入。 ① ESG投資：気候変動対策に注力し、環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した投資 ② TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)：自然に関する企業及び金融機関の財務リスクを顕微鏡するための国際的な枠組み 	<p>3. 地方公共団体等による緑地の保全・確保の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の貴重な緑地の量や質の向上に向け、都市計画税の充出を可能にする等、地方公共団体に対する支援の充実と共に、国が指定する法人による緑地確保支援の仕組みを構築。 	<p>4. 都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー密度の高いエリアにおいて、再エネ化等の取組に対する集中的な支援や、エネルギーを面的に利用する施設の拡充を図るための支援を行うなど、取組を深化。

◎都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年5月成立、11月施行）

- ・法改正の概要として、国による基本方針の策定や都道府県による広域計画の策定などの「①国主導による戦略的な都市緑地の確保」、 「②貴重な都市緑地の積極的な保全・更新」、民間による取組の認定制度の創設などを含む「③緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み」があり、これらによりまちづくりGXを推進していく。

都市緑地法等の一部を改正する法律案（令和6年5月成立）

国土交通省

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む露・露下面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - 地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - 民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

法律の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
 - ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
 - ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画（※※）を策定。
- ②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】
 - ・都市計画を定める際の基準に「自然環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
 - ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」（※※）として位置付け。
 - ・特別緑地保全地区[※]で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。＜中略＞【実施に当たっては都市計画図の作成が可能】
- ②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法、都市再生特別措置法】
 - ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構（※※）の指定制度を創設。＜中略・中略＞

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法、都市再生特別措置法】
 - ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。＜中略＞
 - ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。
- ②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】
 - ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
 - ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。＜中略＞

予部・規制措置と併せて「まちづくりGX」を推進

国土交通省提供資料から抜粋

- ・まちづくりに関する最近の法改正は「都市再生（都市構造）」、「防災・減災」、「環境」に関する内容について措置している。

(参考)まちづくりに関する最近の動向

国土交通省

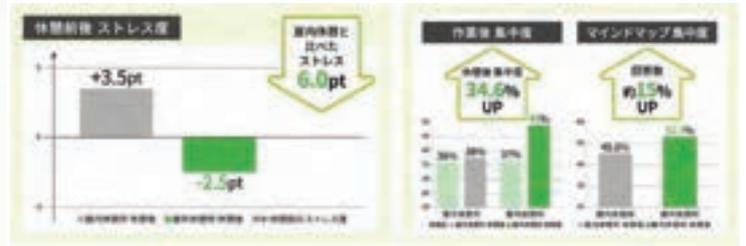
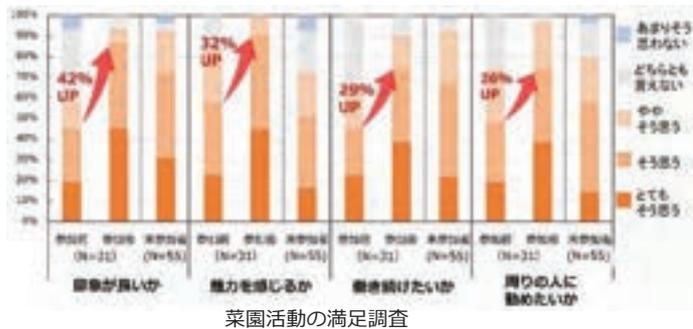
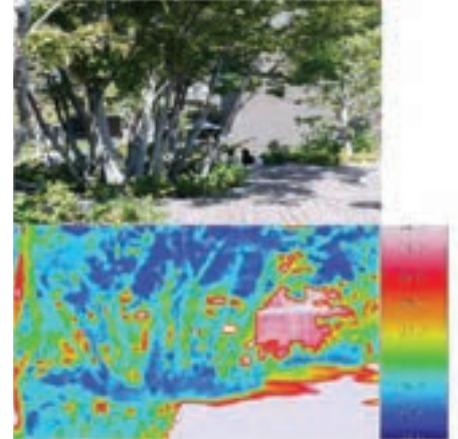
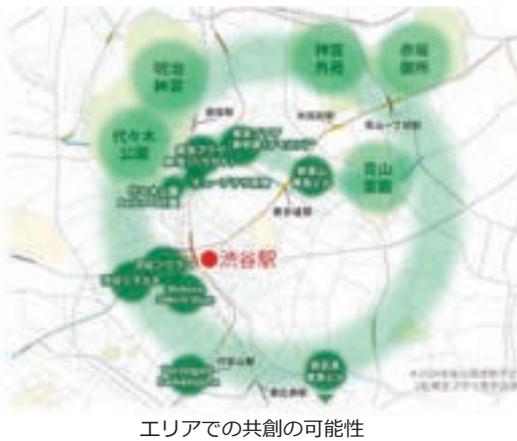
○まちづくりに関する最近の法改正としては、社会的な要請に基づき、大きく「都市再生(都市構造)」、「防災・減災」、「環境」に関する内容について措置。

都市再生(都市構造)	防災・減災	環境
<p>2014年 都市再生特別措置法等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンパクト・プラス・ネットワーク ▶立地適正化計画 		<p>2017年 都市緑地法等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑豊かなまちづくり/都市と緑・農の共生 ▶Park-PPF制度、市民緑地認定制度、特定生産緑地制度、田舎住居地域等
<p>2018年 都市再生特別措置法等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市のスポンジ化対策（空き地・空き家） ▶従来利用土地権利設定等促進計画制度等 		
<p>2020年 都市再生特別措置法等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり ▶まちなかウォークアブル区域等 	<p>○自然災害に対応した安全なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害バザードエリアの開発規制、防災指針等 	
	<p>2021年 流域治水関連法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水災害に対応したまちづくり ▶災害時の避難先となる拠点の整備、地区単位の浸水対策等 	
	<p>2022年 国土規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険な盛土等の包括的な規制 ▶基本方針、規制区域等 	
		<p>2024年 都市緑地法等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりGX ▶基本方針、機能維持増進事業、国指定法人、優良緑地確保計画認定制度等

国土交通省提供資料から抜粋

◎地域社会への還元

- ・渋谷エリアの建物緑化を推進し生き物調査を行っており、鳥類や蝶などの昆虫が多く確認できている。具体的には、年に5~6回専門的な調査員が生き物を調査し、加えて、動きがあると撮影できるカメラなどで把握している。**周辺の大きな公園（明治神宮、代々木公園など）とあわせて、エコロジカルネットワークの形成に寄与**している。
- ・緑の蒸散作用を利用して、室外機周辺の温度を下げるために野菜を植え、小学生や入居するテナントと菜園活動を行い製品化する取組も生まれるなど**テナント従事者の建物好感度の上昇**にもつながっている。



オフィスの緑化効用を検証
東急不動産ホールディングス提供資料から抜粋 36

(4) エリアマネジメントからの視点

中間支援組織として、開発の上位計画の段階から調整の立場として介入し、ビジョンを共有した上で、事業の連関を整理し、関係者間の共通認識とすることで、効率的に事業が進むよう支援している。また、ストリートや公共空間利活用などの実験的な取組から、人材育成や仕組化、裾野を広げていく活動へとつなげ、大宮に関わる多くの人々が新たな時代のまちづくりを考え、相乗効果を生み出していくことを目指している。

UDCO (アーバンデザインセンター大宮: UDCO) の目的

UDCOは、まちづくりコミュニティステーション「まちラボおみや」を活動拠点に、大宮に関わる多くの人々が新たな時代のまちづくりを考え、各々の取組みを活性化し、それらを相互に連携、相乗効果を生み出していくことを目的としている。

基本理念・運営

UDCOの基本理念は、「産+官+学+民」の連携
それぞれの立場で活動するこれらの主体が、広く連携しまちづくりを推進する基盤として機能するため、「一般社団法人アーバンデザインセンター大宮」がUDCOを運営。

UDCOが担う3つの役割

- 1 まちの姿を創造する
- 2 まちの魅力を育てる
- 3 まちの変化を伝える

UDCOの代表的な取組み

- 1 学習・研究・提案
- 2 実証実験・事業創出
- 3 デザインマネジメント
- 4 エリアマネジメント



UDCOの3つのアクション

- 1 | 大宮のストリートデザイン**
DESIGN RESEARCH ACTION (実験の場)
エリアマネジメントにつながる街路公共空間利用の社会実験や、デザインコーディネートの仕組みづくりに向け調査研究などを行う。
- 2 | ストリートからまちづくりへ**
PUBLIC ACTION (実践の場)
戦略ビジョンに掲げられた4つの「優先的に取り組むべきプロジェクト」(大宮駅グランドセントラルステーション化構想や公共施設再編などの大宮駅周辺地域で進められている各種事業)を通じて、豊かな公共空間の創出のためのデザインマネジメント(事業と事業の相互調整)や、エリアマネジメントの仕組みづくりを行う。
- 3 | 大宮のまちづくりをつなげる**
PLATFORM ACTION (プラットフォームの場)
大宮のまちづくり団体や企業、大学、行政の活動を支援・連携をすることで、大宮のまちづくりやUDCOの取組を大宮内外に発信することで、産官学民のプラットフォーム機能を構築し、大宮らしい「都市文化」の発信を目指す。市民がまちづくりに関わる機会の創出やまちづくり団体の活動支援、ウェブサイトやSNSなどによる情報発信に取り組む。

大宮らしい「都市文化」の発信を目指す産官学民のプラットフォーム構築

◎UDCOの中間支援組織としての役割と変遷、予算の概略

- ・UDCOの中間支援組織としての目的は「上位計画の推進」であり、行政計画の具現化である。
- ・取組の変遷としては、2010年にエリア計画が策定され、2017年にUDCOを設立。地元のバックアップ体制が当初からあり、初期はモデルプロジェクトを実践し、そこから人材育成やプロジェクトの展開・仕組化、事業化推進、関心顕在化など、裾野を広げていく活動に移っている。



- ・事業規模は行政からの委託でスタートし、10年程度後には委託料を当初の3分の1程度とする計画で、予定通り推移している。現在、委託料が減っていく中で、収益源を組み合わせつつ、他の自治体のコンサルティングにより不足分を補っている。

収益源の組み合わせ

- 【補助金】普及啓発事業補助 【付帯事業】視察料・参加料収入 【スクール事業】受講料収入
- 【公共空間事業】出店料収入 【公共空間事業】利用料収入 【業務委託】都市計画コンサル 【本体業務】ビジョン推進業務 等

◎大規模開発におけるデザインマネジメント(計画・事業・協議)の近年の動き

- ・公民連携の「事業」が前提となり、基盤一体型再開発が行われるなど、複雑性が増している。
- ・まちづくり専門組織が、開発の上位計画の段階から「調整/協議」の立場として入る傾向がある。

◎UDCOの中間支援組織としての具体的な支援

- ・中間支援組織として、行政計画の空間イメージや動線などの権利者との議論、イメージパースの提示等の都市計画の専門家としての支援のほか、公有地と民有地の一体的な活用検討や、**計画中の事業のタイムラインでの統合・把握(時系列上の整理)、マップでの統合・把握(空間上の整理)も重要。**この統合・把握を行うことで、**空間活用の展開順などが見えてくる。**
- ・空間Aの計画決定で空間Bの計画ができる、Cの開発条件が決まればDの公共貢献を考えられるといった、**事業の連関を整理することで、関係者間の共通認識となり効率的に事業が進められる。**



◎大宮におけるモデルプロジェクトの実施経過と人材育成

ストリートデザインを通じて、地元との関係性などノウハウを蓄積した上で、エリアマネジメントに取り組んでいく。



おみやastreetテラス





STREET DESIGN SCHOOL
@OMIYA

[UDCOが実践してきたストリートデザインマネジメント]

●OMTERRACEの活用促進

- ・都市利便増進制度活用による運営体制の構築
- ・屋上利活用の実践・情報発信



●公共空間利活用を通じた街路沿道の活性化
[OMIYA STREET TERRACE]

- ・地域のプレイヤー発達のネットワークとチームアップ
- ・道路空間利活用スキームの確立、先進的利活用申請実大座賞



公共空間利活用から仕掛ける都市再生



●日常的な街路利活用の方法を確立
[STREET PLANTS/LUNCH/MARKET]

- ・公民連携型都市緑化(約4年継続、段階的拡張)国土交通大臣賞
- ・ランチ出店コーディネート(約3年10ヶ月継続、複数店への展開)
- ・広域員歩道でのイベントコーディネート(政策的規模拡大・参加主体増加)



●大宮らしい公共空間利活用の人材育成
[STREET DESIGN SCHOOL]

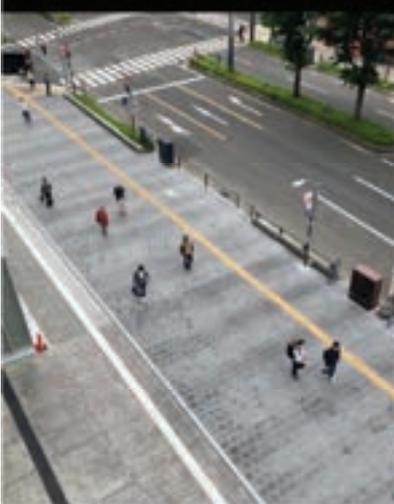
- ・古き文化の表出「ストリートワードロブ(古着市)」/中山道の市文化の継承「クロノマーケット(蚤の市)」/大宮駅南口「ダックスマーケット」/大宮ゆかりのアーケードと高架下利活用「アートイトおみや」/ダンス文化の写真化「ダンスパーク」



◎ストリートデザインの流れと街路文化

ストリートデザインの流れとして、1番目に行政が街路整備を行い、2番目に、UDCOが滞在空間をつくり、3番目に、イベント利活用(イベントが月1回程度ある状況)を展開した。

1



街路整備

2



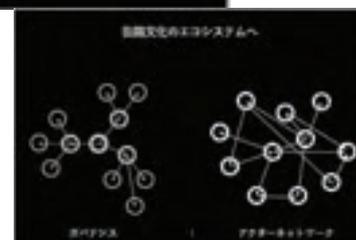
街路整備
+ 滞在空間(LUNCH/PLANTS)

3



街路整備
+ 滞在空間(LUNCH/PLANTS)
+ イベント利活用

ウォークブル推進計画や緑の基本計画などの全体計画へつながる道筋として、活動の中で見つけたものをつなぎ昇華させる、**アクターネットワーク**を捉え、街路文化を継承していく。



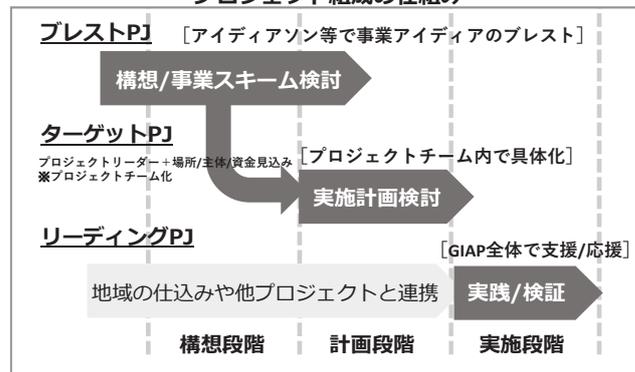
◎取組を担う組織の在り方

大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォーム[GIAP] を令和4年に設立し公民連携体制が開始。組織の組成に当たり、まずプレストを行って事業スキームを検討（プレストPJ）した上で、リーダーを決め、プロジェクトチーム化したところで実施計画を検討（ターゲットPJ）し、その先の実践・検証を行う（リーディングPJ）ように、**段階を踏んで進むようUDCOとして交通整理を行い、UDCOのノウハウをGIAPメンバーに伝え、徐々に役割分担をしながらか実施している。**

構成員



プロジェクト組成の仕組み



アーバンデザインセンター大宮提供資料から抜粋 42

各企業等への期待

- 金融機関
 - ・情報発信、ニーズの把握（取引企業等の意向聴取）
 - ・A Pの取組への賛同者の拡大等
- ラボたま
 - ・地域課題解決手法（持続可能な仕組み構築等）提案
 - ・資金調達手法等提案等
- 公社・緑地協会
 - ・各法人の事業実績を通じたGIAPプロジェクトの推進方策の提案
 - ・各法人の事業でのGIAPプロジェクトの展開等、大宮駅周辺、市内での水平展開等
- 行政
 - ・未来ビジョンとさいたま市行政計画・関連部署との調整、連携
 - ・GIA Pの運営支援、GIA Pプロジェクト実施支援（関係機関との協議支援等）等
- UDCO
 - ・GIAP事務局（GIAPのマネジメント）
 - ・未来ビジョンの運用総括、A Pプロジェクトの推進、一部プロジェクトの監理等
- 新規参画企業等
 - ・A Pプロジェクトへの参画
 - ・新期A Pプロジェクトの企画提案等

企業等の強みを生かしたミッション達成
提案型エリアプラットフォームの確立
持続可能なビジネスモデルの構築

◎関心を高める動き

子どもを連れて来られることがコンセプトで、柔らかいテーマでつながっている「mmm（マチミチミーツ）」。

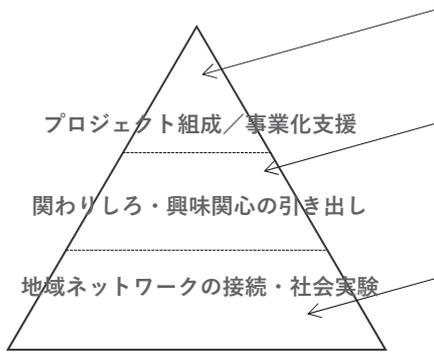
最初の段階である認知の裾野を広げていくことも重要。

提供資料から九都県市検討会で作成



アーバンデザインセンター大宮提供資料から抜粋 43

◎まちづくり参画者の3層構造



①プロフェッショナルの層

事業化に関わる人、組織として動く人たちの層
中間支組織としては、プロジェクト組成/事業化支援を行っていく。

②スクールの層

個人として何かやりたい思いを持つ人たちの層
地域ネットワークへの接続や、社会実験の枠組みづくりなどの支援を行う。

③クラブの層

1番下の層。参画の意識は低い層
“関わりしろ”・興味関心を引き出すよう支援を行う。

◎コミュニティの4層構造

コミュニティを構成する層に変化が生まれている。所有・合意・企画・使用の役割分担でまちを動かすことを意識している。新たな主催者は地域になじみがない為、**住民組織に対し、報告・承認・周知の過程を紡ぐことが重要**



アーバンデザインセンター大宮提供資料から抜粋 44

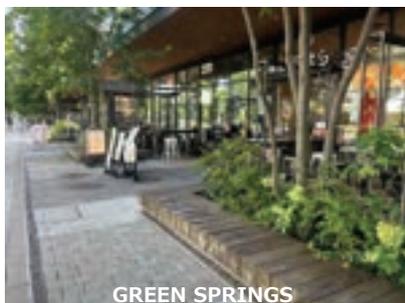
5.みどりの力の活用に関わる総括

本検討会では、九都県市の様々な部署が参画し、重点研究事例の視察や、アドバイザーや事業者との意見交換を行うことができた。みどりの力を活用した地域価値を向上させるまちづくりに向けて、**多様な主体の連携手法、効果的な整備や維持管理手法、整備効果の把握、見える化の工夫の視点**から重要となるポイントをまとめた。

(1) 持続する仕組み

地域のステークホルダーを丁寧に掘り起こし、段階的に場を広げ、関係性を構築している。通常の取組よりも時間と労力がかかるが、その後に波及する効果が期待できる。

- 立川市、グリーンスプリングスでは、ウェルビーイングのコンセプトに共感した、社屋としての利用やテナントの要望も増えており、ランニングは黒の状況。また、**テナントに緑の維持管理の重要性を理解した上で入居してもらい、そのコストを含めた賃料を設定している**。またコンセプトに共感したテナントが集まっていることで、**ほかのエリアにはない特殊性を創出し、新たな目的地としての機能が生まれ、集客につながっている**。
- さいたま市、大宮駅周辺では、中間支援組織が中心となり、ソーシャルファンディングで協賛ができるようにすることで、植木が収益を生み出す仕組みをつくり、その協賛等の収益を維持管理費や生産者協力費、取組の運営費に還元することで、**公共空間の利活用や景観向上につながっている**。**循環する仕組みから維持管理費を捻出することで、従来の無償ボランティア型の植栽管理と比較して質の高いみどりの管理に寄与している**。また、**沿道前面の空間の質が高まることで、飲食店舗などへの好循環も生まれ始めている**。



(2) ビジョンの共有

事業主体が先行してビジョンを明確に示すことで、エリアに留まらない波及効果が生まれ、まち全体のエリア価値向上につながっている。

- 立川市、グリーンスプリングスでは、エリア価値の向上をプロジェクト当初から掲げ、周辺地域を巻き込みながら進め、グリーンスプリングスに隣接する通りを中心とした**エリアマネジメント団体が一般社団法人化するなど広がりが生まれている**。
- さいたま市では、未来ビジョンを掲げ、ストリートの利活用を通じて沿道のコミュニティに共通の取組を生み出し、**取組やスクールを通じて、まちづくりの担い手が生まれている**。

(3) 見せる、伝える工夫

緑が地域へ与える効果検証を行い、様々な媒体で発信し、地域が興味・関心を持ち関わりたくなる機会を創出している。

- 立川市、グリーンスプリングスでは、ホームページや動画配信などを活用し、**場の魅力やイベント等の発信とともに、プロジェクトに携わる関係者の声などを伝える工夫**をしている。
- さいたま市、大宮駅周辺では、ストリートプランツの効果検証として、緑化による滞在空間への効果を評価する「滞在性調査」、景観向上の効果を評価する「緑視率調査」を行い、**緑による効果を定量的に見せる工夫**をしている。



46

(4) 質の高いみどり空間の創出による環境効果

再整備による質の高いみどり空間の創出は、エリアへの経済効果だけでなく、周辺の街区環境や生態系にポジティブなインパクトを与えている。

- 立川市、グリーンスプリングスでは、多摩地区の緑地との連続性などエリアを広くとらえ、開発敷地の広範囲に**広場と質の高い緑陰が創出され、多様な植生を生み出している**。また、ビオトープには鳥の飛来があるなど**周辺緑地との連続した生態系への貢献**が生まれている。
- 代表的な都内の商業施設の緑化率は、環境への貢献の取組をきっかけとして、近年回復傾向に転じており、**環境への影響を把握・検証し、事業へ反映している**。
- さいたま市、大宮駅周辺では、ストリートプランツの設置を通じて県内地域の生産者と協働して都市緑化を行っており、**沿道前面の空間の質が高まることで、飲食店舗など事業への貢献も図られる取組**となっている。また、周辺の店舗などにとって身近な存在であるため質の高い状況が維持しやすく、**小規模の緑化であっても緑陰や休憩施設を合わせて設置することで滞留時間が増え、空間全体の賑わい創出につながるという好循環をもたらす**ことが分かった。

(5) みどりをきっかけに生まれるコミュニティ効果

みどり空間への出資や維持管理への関わりが生まれる事で、所有の意識や責任感が生まれ連帯感や地域コミュニティが生まれている。

- 立川市、グリーンスプリングスでは、魅力ある屋外空間や屋内空間を無償で提供することで、**その場を拠点とした地域の活動やコミュニティの活性化が生じている**。
- さいたま市、大宮駅周辺では、実験的な取組の中で、**通常取組では話し合いの場には現れにくい地域の住民や沿道の個人商店主・小規模事業者など、多様な関係者とのコミュニケーションの場を創出し**、周辺店舗や企業が自然と交流できる関係性が生まれている。

47

(6) さいごに

みどりを活用したまちづくりについて、今回の検討会を通じて、地域の魅力創出に向けて緑化事業を推進する立場、まちづくりを所管する関係者が一堂に会し、それぞれの視点から課題を共有し、検討を行ってきたことは、将来に向けた展開を考える上で大きな意義があった。

持続的なみどり空間の実現に向けては、地域性だけでなく、様々なステークホルダーがそれぞれの視点から個性や独自性を活かして参画することで、エリアに留まらない波及効果が生まれ、まち全体のエリア価値向上につながっていくことが分かった。

また、検討会における意見交換では、**適切に事業者の想いを受け止め、企業の取組をサポートできるよう、緑や環境に関する、より一層の行政職員の知見の向上が必要だと感じられた。**

各都市においては、すでに様々な緑をきっかけにした空間の有効活用が進んでおり、今後も課題や事例の共有を行うことで、**緑があふれ、そこで暮らす人々の健康で幸せな生活につながることを期待される。**

本検討会を通じ、みどりを活用したまちづくりは、人や地域との関わりによって形になっていくことをより明確に共通認識として持つことができた。**その認識を持ち続け、自らの地域へのアクションへつなげていく必要がある。**



参考資料



検討会に関する補足

(1) 検討会の構成員

構成員は以下のとおり。

【埼玉県】

環境部 みどり自然課
都市整備部 公園スタジアム課
県土整備部 河川砂防課
県土整備部 河川環境課

【千葉県】

県土整備部 都市整備局 公園緑地課

【東京都】

政策企画局 計画調整部 計画調整課
都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課
都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課

【神奈川県】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課
県土整備局 総務室
県土整備局 都市部 都市整備課
県土整備局 都市部 都市公園課

【横浜市】

みどり環境局 戦略企画部 戦略企画課

【川崎市】（座長）

建設緑政局 総務部 企画課
建設緑政局 緑政部 みどりの事業調整課
まちづくり局 総務部 企画課
まちづくり局 市街地整備部 地域整備推進課

【千葉市】

都市局 公園緑地部 緑政課

【さいたま市】

都市局 みどり公園推進部 みどり推進課

【相模原市】

環境経済局 水みどり環境課
環境経済局 公園課

(2) 検討会のアドバイザー

アドバイザーは以下のとおり。

【国土交通省】

都市局都市環境課 酒井翔平課長補佐

【日本大学】

理工学部建築学科 泉山壘威准教授

(3) その他（講演協力）

講演協力者は以下のとおり。

【東急不動産ホールディングス株式会社】

グループサステナビリティ推進部 松本恵部長

【アーバンデザインセンター大宮】

石黒 卓サブディレクター

50

みどりやまちづくりに携わる行政職員へ期待される役割についてのコメント

●長期的ビジョンの策定

都市計画マスタープランや総合計画だけではなく、俯瞰的な目線、広域での緑化計画や方向性の提示など、長期のまちづくりのビジョンを持っておくことが望まれる。

●公民連携の認識共有

公民連携は様々な場面で重要であり、お互いの文化の違いを理解して歩み寄る姿勢が必要。

●公的不動産デベロッパーの認識共有、投資的認識の共有

道路・公園等の不動産を、ただ管理するのではなく、まちのために投資していくという意識が重要。地代の歩合制化などによる収益化実現と官民の意識合わせ
公園の指定管理や周辺施設の管理とセットでの発注 などが考えられる。

●制度設計と規制緩和の推進（独自ガイドライン）

条例の策定や改正は行政ならではの役割として重要
公園、緑地の民間活用における、企業名表示や商品配布などの制限の緩和

●地域価値向上の視点

民間の店舗が道路にはみ出すことで、店舗がその道路やまちに貢献してくれているという意識や口ジックの整理が求められる。
緑化+αの機能確保として、公園+カフェ、アート、スポーツ施設などの利用促進と収益確保の視点

●幅広い要望に応える行政窓口

緑や環境に関する、行政内の総合窓口の導入

●専門知識の習得と活用

大学院人材の積極採用や異動頻度の低減が望ましい。

●その他

既存ストックへの価値の創出、街路樹のブランド化など
多様な主体との協働、社会実験の推進、情報発信と啓発

楽しさ・快適性をUPさせる公民連携

- 1.居心地の良い場所をつくる
- 2.沿道事業者連携
- 3.魅力的なコンテンツ・事業
- 4.情報発信/認知/目的地化
- 5.収益一部を再投資
- 6.エリア価値向上

利便性・安全性・アクセス可能性・通行可能は行政が整備

アドバイザー及び講演協力者の意見から

51

各都県市の取組事例まとめ

検討会のなかで各都市へ事例照会を行い、収集した取組については以下のとおり。

埼玉県1/2

項目	イチョシの取組
1 都市名	埼玉県
2 取組タイトル	緑のトラスト運動
3 概要	緑のトラスト保全地の取得・保全整備 緑のトラスト保全地の保全管理及びさいたま緑のトラスト基金基金広報活動 さいたま緑のトラスト協会に対する補助 緑のトラスト運動の普及啓発
4 目的	ふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業等からの寄付金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地を取得し、保全を図っていくものである。
5 みどりの力を活用する理由	取得した保全地については、県民共有の財産として、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ等による県民主体の保全管理により、県民が身近な緑と触れ合う機会を増やし、県民満足度の向上につなげるため。
6 実施の課題・ハードル	さいたま緑のトラスト基金の残高減少 ボランティアスタッフの高齢化 保全地内の樹木の状況、施設の老朽化、自然災害の増加
7 実施主体（行政の位置づけ含）	トラスト保全地は公有地であるが、保全管理やトラスト基金の広報活動は業務を委託している。
8 主体となっているプレイヤー（例：会社名、商店街、協議会）	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会のボランティアスタッフ ・主旨に賛同いただき、寄付にご協力いただいている企業、個人
9 連携している団体、企業等	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 ・トラスト地において、企業が緑の保全に関するイベントを実施
10 取組場所とその周辺環境	埼玉県内14箇所：見沼田圃周辺斜面林（さいたま市緑区）、狭山丘陵・雑魚入樹林地（所沢市）、武蔵嵐山浜会周辺樹林地（嵐山町）、飯能河原周辺河岸緑地（飯能市）、山崎山の雑木林（宮代町）、加地丘陵・唐沢流域樹林地（入間市）、小川原原屋敷林（さいたま市岩槻区）、高尾宮岡の景観地（北本市）、堀兼・上赤坂の森（狭山市）、浮野の里（加須市）、黒浜沼（蓮田市）、原市の森（上尾市）、無線山・KDDIの森（伊奈町）、藤久保の平地林（三芳町）
11 実施にあたって取得した許認可・届出	令和6年10月、緑のトラスト保全地の普及啓発を目的に生物多様性の保全が図られていることを示す「自然共生サイト（環境省）」に認定された。
12 活用している関係者の制度	さいたま緑のトラスト基金条例
13 各種計画の位置づけ	第3次埼玉県広域緑地計画
14 収益の仕組み（費用負担）	県民、企業、団体等からの寄付金
15 事前対策（掘削や周辺地域に与える影響など）	トラスト保全地の取得にあたり、地元自治体（財政的、人的）、地元協力の意向を確認
16 6を解決していた場合その方法	—
17 今後の方向性	県民のトラスト運動に対する理解を深め、保全活動を行うボランティアスタッフ及び原資となるトラスト基金への寄付金を確保するため、トラスト保全地の幅広い認知につながるイベントの開催や写真動画コンクール等の広報活動等を通じた普及啓発を行う。また、新しい寄附の仕組みとして構築した「クリック募金」等を活用し、さいたま緑のトラスト基金への寄附金増加を図る。
18 HPなどリンク（参考資料は別途）	さいたま緑のトラスト運動 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html

埼玉県 (2/2)

項目	取組	取組内容
1 都市名	埼玉県	埼玉県
2 取組タイトル	緑のトラスト運動	緑のトラスト運動
3 概要	緑のトラスト保全地の取得・保全整備 緑のトラスト保全地の保全管理及びさいたま緑のトラスト基金基金広報活動 さいたま緑のトラスト協会に対する補助 緑のトラスト運動の普及啓発	緑のトラスト保全地の取得・保全整備 緑のトラスト保全地の保全管理及びさいたま緑のトラスト基金基金広報活動 さいたま緑のトラスト協会に対する補助 緑のトラスト運動の普及啓発
4 目的	ふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業等からの寄付金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地を取得し、保全を図っていくものである。	ふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業等からの寄付金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地を取得し、保全を図っていくものである。
5 みどりの力を活用する理由	取得した保全地については、県民共有の財産として、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ等による県民主体の保全管理により、県民が身近な緑と触れ合う機会を増やし、県民満足度の向上につなげるため。	取得した保全地については、県民共有の財産として、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ等による県民主体の保全管理により、県民が身近な緑と触れ合う機会を増やし、県民満足度の向上につなげるため。
6 実施の課題・ハードル	さいたま緑のトラスト基金の残高減少 ボランティアスタッフの高齢化 保全地内の樹木の状況、施設の老朽化、自然災害の増加	さいたま緑のトラスト基金の残高減少 ボランティアスタッフの高齢化 保全地内の樹木の状況、施設の老朽化、自然災害の増加
7 実施主体（行政の位置づけ含）	トラスト保全地は公有地であるが、保全管理やトラスト基金の広報活動は業務を委託している。	トラスト保全地は公有地であるが、保全管理やトラスト基金の広報活動は業務を委託している。
8 主体となっているプレイヤー（例：会社名、商店街、協議会）	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会のボランティアスタッフ ・主旨に賛同いただき、寄付にご協力いただいている企業、個人	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会のボランティアスタッフ ・主旨に賛同いただき、寄付にご協力いただいている企業、個人
9 連携している団体、企業等	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 ・トラスト地において、企業が緑の保全に関するイベントを実施	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 ・トラスト地において、企業が緑の保全に関するイベントを実施
10 取組場所とその周辺環境	埼玉県内14箇所：見沼田圃周辺斜面林（さいたま市緑区）、狭山丘陵・雑魚入樹林地（所沢市）、武蔵嵐山浜会周辺樹林地（嵐山町）、飯能河原周辺河岸緑地（飯能市）、山崎山の雑木林（宮代町）、加地丘陵・唐沢流域樹林地（入間市）、小川原原屋敷林（さいたま市岩槻区）、高尾宮岡の景観地（北本市）、堀兼・上赤坂の森（狭山市）、浮野の里（加須市）、黒浜沼（蓮田市）、原市の森（上尾市）、無線山・KDDIの森（伊奈町）、藤久保の平地林（三芳町）	埼玉県内14箇所：見沼田圃周辺斜面林（さいたま市緑区）、狭山丘陵・雑魚入樹林地（所沢市）、武蔵嵐山浜会周辺樹林地（嵐山町）、飯能河原周辺河岸緑地（飯能市）、山崎山の雑木林（宮代町）、加地丘陵・唐沢流域樹林地（入間市）、小川原原屋敷林（さいたま市岩槻区）、高尾宮岡の景観地（北本市）、堀兼・上赤坂の森（狭山市）、浮野の里（加須市）、黒浜沼（蓮田市）、原市の森（上尾市）、無線山・KDDIの森（伊奈町）、藤久保の平地林（三芳町）
11 実施にあたって取得した許認可・届出	令和6年10月、緑のトラスト保全地の普及啓発を目的に生物多様性の保全が図られていることを示す「自然共生サイト（環境省）」に認定された。	令和6年10月、緑のトラスト保全地の普及啓発を目的に生物多様性の保全が図られていることを示す「自然共生サイト（環境省）」に認定された。
12 活用している関係者の制度	さいたま緑のトラスト基金条例	さいたま緑のトラスト基金条例
13 各種計画の位置づけ	第3次埼玉県広域緑地計画	第3次埼玉県広域緑地計画
14 収益の仕組み（費用負担）	県民、企業、団体等からの寄付金	県民、企業、団体等からの寄付金
15 事前対策（掘削や周辺地域に与える影響など）	トラスト保全地の取得にあたり、地元自治体（財政的、人的）、地元協力の意向を確認	トラスト保全地の取得にあたり、地元自治体（財政的、人的）、地元協力の意向を確認
16 6を解決していた場合その方法	—	—
17 今後の方向性	県民のトラスト運動に対する理解を深め、保全活動を行うボランティアスタッフ及び原資となるトラスト基金への寄付金を確保するため、トラスト保全地の幅広い認知につながるイベントの開催や写真動画コンクール等の広報活動等を通じた普及啓発を行う。また、新しい寄附の仕組みとして構築した「クリック募金」等を活用し、さいたま緑のトラスト基金への寄附金増加を図る。	県民のトラスト運動に対する理解を深め、保全活動を行うボランティアスタッフ及び原資となるトラスト基金への寄付金を確保するため、トラスト保全地の幅広い認知につながるイベントの開催や写真動画コンクール等の広報活動等を通じた普及啓発を行う。また、新しい寄附の仕組みとして構築した「クリック募金」等を活用し、さいたま緑のトラスト基金への寄附金増加を図る。
18 HPなどリンク（参考資料は別途）	さいたま緑のトラスト運動 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html	さいたま緑のトラスト運動 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html

千葉県

項目	取組	イチョシの取組
1 都市名	千葉県	千葉県
2 取組タイトル	緑のトラスト運動	緑のトラスト運動
3 概要	緑のトラスト保全地の取得・保全整備 緑のトラスト保全地の保全管理及びさいたま緑のトラスト基金基金広報活動 さいたま緑のトラスト協会に対する補助 緑のトラスト運動の普及啓発	緑のトラスト保全地の取得・保全整備 緑のトラスト保全地の保全管理及びさいたま緑のトラスト基金基金広報活動 さいたま緑のトラスト協会に対する補助 緑のトラスト運動の普及啓発
4 目的	ふるさと千葉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業等からの寄付金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地を取得し、保全を図っていくものである。	ふるさと千葉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業等からの寄付金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地を取得し、保全を図っていくものである。
5 みどりの力を活用する理由	取得した保全地については、県民共有の財産として、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ等による県民主体の保全管理により、県民が身近な緑と触れ合う機会を増やし、県民満足度の向上につなげるため。	取得した保全地については、県民共有の財産として、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ等による県民主体の保全管理により、県民が身近な緑と触れ合う機会を増やし、県民満足度の向上につなげるため。
6 実施の課題・ハードル	さいたま緑のトラスト基金の残高減少 ボランティアスタッフの高齢化 保全地内の樹木の状況、施設の老朽化、自然災害の増加	さいたま緑のトラスト基金の残高減少 ボランティアスタッフの高齢化 保全地内の樹木の状況、施設の老朽化、自然災害の増加
7 実施主体（行政の位置づけ含）	トラスト保全地は公有地であるが、保全管理やトラスト基金の広報活動は業務を委託している。	トラスト保全地は公有地であるが、保全管理やトラスト基金の広報活動は業務を委託している。
8 主体となっているプレイヤー（例：会社名、商店街、協議会）	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会のボランティアスタッフ ・主旨に賛同いただき、寄付にご協力いただいている企業、個人	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会のボランティアスタッフ ・主旨に賛同いただき、寄付にご協力いただいている企業、個人
9 連携している団体、企業等	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 ・トラスト地において、企業が緑の保全に関するイベントを実施	・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 ・トラスト地において、企業が緑の保全に関するイベントを実施
10 取組場所とその周辺環境	千葉県内14箇所：見沼田圃周辺斜面林（さいたま市緑区）、狭山丘陵・雑魚入樹林地（所沢市）、武蔵嵐山浜会周辺樹林地（嵐山町）、飯能河原周辺河岸緑地（飯能市）、山崎山の雑木林（宮代町）、加地丘陵・唐沢流域樹林地（入間市）、小川原原屋敷林（さいたま市岩槻区）、高尾宮岡の景観地（北本市）、堀兼・上赤坂の森（狭山市）、浮野の里（加須市）、黒浜沼（蓮田市）、原市の森（上尾市）、無線山・KDDIの森（伊奈町）、藤久保の平地林（三芳町）	千葉県内14箇所：見沼田圃周辺斜面林（さいたま市緑区）、狭山丘陵・雑魚入樹林地（所沢市）、武蔵嵐山浜会周辺樹林地（嵐山町）、飯能河原周辺河岸緑地（飯能市）、山崎山の雑木林（宮代町）、加地丘陵・唐沢流域樹林地（入間市）、小川原原屋敷林（さいたま市岩槻区）、高尾宮岡の景観地（北本市）、堀兼・上赤坂の森（狭山市）、浮野の里（加須市）、黒浜沼（蓮田市）、原市の森（上尾市）、無線山・KDDIの森（伊奈町）、藤久保の平地林（三芳町）
11 実施にあたって取得した許認可・届出	令和6年10月、緑のトラスト保全地の普及啓発を目的に生物多様性の保全が図られていることを示す「自然共生サイト（環境省）」に認定された。	令和6年10月、緑のトラスト保全地の普及啓発を目的に生物多様性の保全が図られていることを示す「自然共生サイト（環境省）」に認定された。
12 活用している関係者の制度	さいたま緑のトラスト基金条例	さいたま緑のトラスト基金条例
13 各種計画の位置づけ	第3次埼玉県広域緑地計画	第3次埼玉県広域緑地計画
14 収益の仕組み（費用負担）	県民、企業、団体等からの寄付金	県民、企業、団体等からの寄付金
15 事前対策（掘削や周辺地域に与える影響など）	トラスト保全地の取得にあたり、地元自治体（財政的、人的）、地元協力の意向を確認	トラスト保全地の取得にあたり、地元自治体（財政的、人的）、地元協力の意向を確認
16 6を解決していた場合その方法	—	—
17 今後の方向性	県民のトラスト運動に対する理解を深め、保全活動を行うボランティアスタッフ及び原資となるトラスト基金への寄付金を確保するため、トラスト保全地の幅広い認知につながるイベントの開催や写真動画コンクール等の広報活動等を通じた普及啓発を行う。また、新しい寄附の仕組みとして構築した「クリック募金」等を活用し、さいたま緑のトラスト基金への寄附金増加を図る。	県民のトラスト運動に対する理解を深め、保全活動を行うボランティアスタッフ及び原資となるトラスト基金への寄付金を確保するため、トラスト保全地の幅広い認知につながるイベントの開催や写真動画コンクール等の広報活動等を通じた普及啓発を行う。また、新しい寄附の仕組みとして構築した「クリック募金」等を活用し、さいたま緑のトラスト基金への寄附金増加を図る。
18 HPなどリンク（参考資料は別途）	さいたま緑のトラスト運動 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html	さいたま緑のトラスト運動 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html

みどりの効果の見える化

エビデンスのあるみどりの効果をフェア会場内で発信



歩道橋上での芝生緑化

岩石由来の保水マットにより歩道橋上の薄層な環境でも7日間程度保水が可能



『GR 薄層緑化システム』

仕様：樹上緑化施設

アルミ箔シート (Aluminum foil sheet) 3000mm

『新品種コウライシバ「わかば」』

仕様：草上緑化施設

品種登録特許第24418号、P2507(草種)

システムに湿度を感知させる感知機構

特許：株式会社ふみふみサポートサービス 西の浜緑化センター

みどりによる地域価値向上に関する国内外の事例紹介



※現地機関等の公式情報に加え、各種ウェブ記事を参照し作成

概要

1840年代にニューヨーク市内の物流の問題を解消するため、貨物列車用線路が敷設された。しかし、多数の事故や渋滞が起こり、これを改善するため、1930年代に高架鉄道へと改良された。1950年代になると、高速道路を利用した大型自動車による物流の輸送力向上により、貨物列車の価値が低下し、徐々に利用されなくなっていった。1980年代に、高架線下の土地所有者や地元住民による高架線の解体を求める動きが高まり、一方1990年代後半には、地元住民の中から高架線を保存しようとする動きも起こり、自治体や企業、著名人の賛同や寄付を得て、保存運動が、全長2.3kmに及ぶ大規模な緑地公園化プロジェクトへと変化した。デザインとしてはフランスの高架橋に造られたプロムナード・プランテ(PromenadePlantee)を参考にしたとされている。



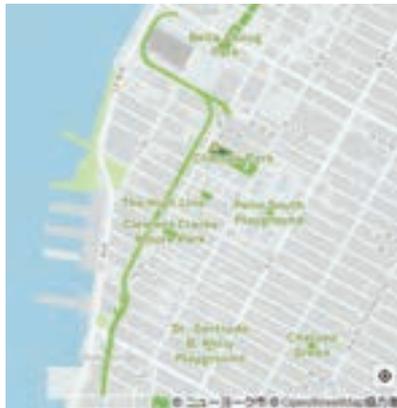
1840年代頃のニューヨーク市内

ハイラインの特徴

- ・ 3段階に分けられて行われた長期的な計画
- ・ 行政主導ではなく、地元住民の市民運動から始まった計画
- ・ 所有者は市、所管が公園管理局、運営がNPO法人という構成
- ・ 運営資金の大部分が企業や個人の寄付で賄われている
- ・ エレベーターやスロープなどユニバーサルデザインを完備
- ・ ホテルや美術館など公共施設や商業施設へのフラットな接続
- ・ ボランティアによる整備やガイドが発達
- ・ 公園からの景観確保を目的とした、行政による建築物の高さ規制
- ・ 多様な植物の育成や、彫刻や演奏など文化の育成・振興にも寄与
- ・ 観光客増加による経済的価値の向上により、周辺土地価格が上昇



1930年代頃のニューヨーク市内



プロジェクト位置図

緑線がハイライン。
公園の先端部分には駅や商業施設や美術館がある。



多様な植物の群生



2010年代頃のニューヨーク市内

ハイライン計画による影響

1.自然環境の保護

多種多様な150,000本を超える植物を近郊から取り寄せ、雨水を再利用した灌漑システムで育成することにより、環境コストを抑えながら自然保護を行っている。

2.歴史の保存

18世紀からの歴史的遺産の保護と既存建築物の保全により、観光客や地元住民へ歴史の継承が行われている。

3.観光客の誘致

多い時は年間800万人ほどの来園者が訪れ、その影響により、周辺の地価上昇や企業誘致に成功し、経済効果は3,000億円に上ると言われている。

4.地元コミュニティの形成

雪かきや清掃や植物の保全をボランティア主体で行っており、数多くの地元住民が参加し、運営を行っている。更に、地元の小学校に自然を学んでもらうイベントなどを開催している。

5.芸術・文化の促進

現在ハイラインは、公園外の美術館と接続されており、公園内にも美術品の展示スペースや、ワークショップスペースなどが設けられ、利用されている。また、ダンスや演奏などイベントも行われており、地域の芸術・文化の促進に寄与している。

6.治安の改善

貨物鉄道の利用停止後、ハイラインは長年放置され、高架下は人通りが少なく、暗い場所となり治安が悪化していたが、公園利用者の往来が増えたことにより、高架下の人通りが増え、商業施設もでき、治安が改善された。

7.他都市への普及

現在ニューヨーク市では、ハイラインを参考に、地下鉄の廃線跡を利用した公園「ロウライン」の計画が発表されるなど、他国の都市でもハイラインを参考にした計画が徐々に増えてきている。



公園内通路の給排水を行い、乾いた土壌へ必要な分だけの水量を供給するシステム



地元の子どもによるイベント学習



公園整備のボランティアの様子



公園内の展示アート

出典

- ・ The official Web site of the High Line and Friends of the High Line(ハイライン運営公式サイト)
<https://www.thehighline.org/>
- ・ 一般財団法人自治体国際化協会「廃線を活用した都市公園開発 ～ニューヨーク・ハイライン公園の成功に学ぶ～」
<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/394.pdf>
- ・ New York City Department of Parks & Recreation(ニューヨーク市公園局公式HP)
<https://www.nycgovparks.org/parks/the-high-line>



高架下の治安改善

パークレットの居心地を上げる緑の導入

事例：サンフランシスコ・バレンシアストリート パークレット

概要

2010年頃、サンフランシスコ市において、近隣の交流や歩行者の休憩・買い物の促進などを目的とした道路の活用方法として、パークレットが世界で初めて採用された。主に路上駐車スペースに、事業者、町内会、NPO、住民などが設置し、設置費用や申請費用はパークレット申請者が負担している。主に座席、植栽、駐輪場、アートなどで構成されており、公共性の高い場所となっている。

サンフランシスコでは、2019年時点で約50か所のパークレットが存在する。パークレットはオープンスペースであるため、設置者がレストランであっても、レストランで使う食器の設置やサービスの提供は行えず、パークレットのみであれば誰でも無料で利用できる。

パークレットの目的

1.市道の最適化

一般の自動車や公共交通、自転車、歩行者などのバランスを保つ。

2.非自動車交通の促進

公共のベンチ、造園、アートなどがあることで、徒歩移動の促進になる。多くの場合、自転車置き場が設けられており、自転車の利用促進にもつながっている。

3.歩行者の安全

パークレットがあることで、車道と歩道の間に緩衝地帯が生まれ、歩行者にとって安全性が向上する。

4.近隣住民の交流促進

パークレットは、歩行者が座って友人や近隣住民と集まる場所としても利用できる。多くの場合、近隣住民がパークレットの設計、資金調達、建設、管理に参加している。

5.地元企業の支援

パークレットがあることで、通りがより安全で快適になるため、近所での買い物やサービスの利用が促され、地域の事業者支援につながる。

パークレットのルール

1. 縦列駐車の場合、セットバックや緊急時の通路を含め、約12m以内。緊急時の通路として、3約0.9m確保。

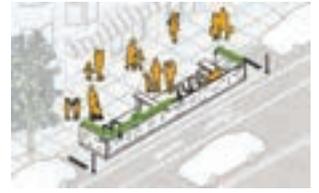
2. 縦断勾配は5%以下とし、横断勾配は2%以下。

3. パークレットの両端に車止めやフレキシブルボラード、標識等を設置。

4. パークレットの入口は歩道と同一の高さとし、約1.2m以上の幅を設け、障害物を設置しない。車椅子の回転スペースを直径約1.5m以上確保。テーブルやカウンター等を設置する場合、車椅子が利用可能なこと。

5. 維持管理は設置者が実施する。パークレット設置者にはメンテナンス計画の作成を推奨。

6. 設置にあたり、各所に通知を表示するとともに、住民の声を取り入れるための意見交換会を開き、周辺住民がその場で異議を唱えることも可能で、住民の合意の下にパークレットが設置されるようになっている。



飲食店のパークレット

目的1番から5番までのイメージ図

66

バレンシアストリート付近のパークレット

サンフランシスコのバレンシアストリートはパークレットが最も集中している場所である。

パークレットには主に3種類ある。

1. 公共パークレット：フルタイムで一般利用可能。商業活動は行わない。固定構造。
2. 可動式商業パークレット：ベンチ等を営業時間のみ設置。営業時間外は、荷物置きや短期駐車に使用。
3. 商業パークレット：商業活動のためにパークレットを使用。営業時間外は一般に公開される固定構造。

デザインは様々なものがあり、設置者によって用途も多様である。市のマニュアルで推奨されているため、植栽や木材を使用した、環境に配慮したデザインが多くみられる。



市のパークレットに関するマニュアル



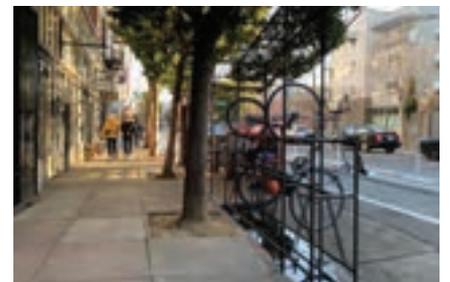
市のパークレットプログラムを支援・紹介する団体の公式サイト



市のパークレットと公共スペースに関するマニュアル



1. 公共パークレット
937 Valencia St



2. 可動式商業パークレット
375 Valencia St



3. 商業パークレット
200 Columbus Ave

出典
・Groundplay 公式サイト(市と協力して公共スペースの開発を行う非営利団体)
<https://groundplaysf.org/>
・国土交通省 路肩等の柔軟な利活用事例pdf
https://www.mlit.go.jp/road/ir-ir-council/people-centered_road-space/pdf01/03.pdf
・ニュータウンスケッチパブリック・パークレット：サンフランシスコ発祥のパブリックな場所①&②
<https://newtown-sketch.com/blog/20190505-23658>

67

壁面緑化など民間も含め緑を意識的に増やしていく取組

事例：メルボルン・グリーンレーンウェイ

概要

メルボルン市は、コミュニティを深め、より楽しいまちをつくるために、2015年に Green Your Laneway Project を立ち上げ、路地の緑化に取り組んだ。行政主導のプロジェクトとして総額2,249,700豪ドル（約2億2550万円）が使われており、そのうちの87%が工事などのハード面に使われている。

2021-25年メルボルン市 行政計画



メルボルン市では気候変動対策の基準を設定している。環境を最優先し、排出量と廃棄物を削減するための緊急行動をとることは、公衆衛生を守り、経済を強化し、気候変動を緩和し適応するために重要である。

プロジェクト位置図



メルボルン中心街にある4つの緑化されたLaneway



プロジェクトがもたらしたもの・得られた知見

1.様々なメリット

アンケートの結果、路地緑化により経済・健康・福祉の面でメリットがあった。

2.場所にあった植栽の選択

その場にあった植物を選ぶことが長期的な路地緑化につながる。

3.各路地の特徴を捉えた計画

各路地にハード・ソフト両面の特徴があることを考慮した計画検討が重要。

4.地域コミュニティの促進

路地緑化によって所有の意識や責任感が生まれ、地域コミュニティが活性化される。

5.プロジェクト終了後の活動継続

プロジェクト終了後も、コミュニティによって緑の拡大が続けられている。

6.緑化への関心の高まり

90%以上の住民や来訪者はより多くの緑を求めている。

7.意思決定への参加意欲

地元住民や企業から、意思決定により参加したかったという反応があった。

8.コミュニティチャンピオンの存在

路地緑化の長期的な成功には、プロジェクトの中心になるような「コミュニティチャンピオン」の存在が必要。

9.民間リソースの有効活用

行政が責任や所有の所在を明らかにした上で共同出資の仕組みを持つことは、企業やビルオーナーがメンテナンスをするような民間リソースを有効活用した持続的な緑化につながる。

10.路地緑化に対する効果と期待

低コスト・コミュニティ主導型の路地緑化は、よりコストのかかるアプローチと同等の効果が期待できる。

路地緑化の可能性

得られた知見をもとに、路地緑化の3つのモデルを提案。

①コミュニティ主導型

路地などの公共空間の緑化を行政のサポート付きで地域コミュニティが管理していく方法

②企業主導型

公共空間に面しているビル内の敷地などの私有地の緑化を行政との共同出資などでオーナーが管理していく方法

③行政主導型

他のプロジェクトや都市開発と連携する形で行政が主導となり進める方法

取組の報告書では、コミュニティの活性化とメンテナンスのしやすさから①②がより長期的に続くものだとした上で、教育プログラムや適切な情報共有などのソフト面のフォローの重要性についても述べている。



Chapel Street Place



Northbank Lane



Sydney Place



Wesley Place



Guildford Laneにおける路地緑化のイメージ図



路地緑化のメリットを示すイメージ図

- ✓ 美観と視覚的な魅力の向上
- ✓ 都市への訪問者の誘致
- ✓ 日陰と涼しさの提供
- ✓ 空気の質の改善と「ヒートアイランド」効果の軽減
- ✓ 健康と幸福の向上
- ✓ コミュニティの関与と社会的な交流の向上
- ✓ 地元の小売店の来店客数の増加
- ✓ 動植物の生息地の創出
- その他、地域を超えて広がるメリット
- ✓ 生物多様性のための連絡通路の提供
- ✓ 重要な集水域での雨水流出の削減
- ✓ 都市の樹冠の増加
- ✓ 市内の「クールルート」歩道の一部の形成
- ✓ 訪問者のための緑の目的地的創出

出典
ソトノバ緑と癒しのオアシス。メルボルンの路地緑化実験「Green Your Laneway Project」-ソトノバ | sotonoba.place
市民協働プロジェクトプラットフォーム [PARTICIPATE MELBOURNE](http://PARTICIPATE.MELBOURNE)
Green Your Laneway Projectレポート

環境認証を多く取得し、投資家の環境対策を重視

事例：麻布・麻布台ヒルズ

概要

麻布の敷地は東西に細長く、高台と谷地が入り組んだ高低差の大きい地形で、細分化され、小規模な木造住宅やビルが密集し、建物の老朽化も進むなど、都市インフラの整備が課題であった。都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業によって、これらの課題を解決するとともに、道路や公園などのインフラを整備し、防災防災面においても都市機能の改善が必要が出てきていた。

1989年に「まちづくり協議会」を設立し、長い年月をかけて議論し、2017年には国家戦略特区法に基づき都市計画決定された。2018年3月の再開発組合設立認可を経て、2019年8月5日に着工、2023年11月24日に開業した複合商業施設が麻布台ヒルズである。

コンセプトは「緑に包まれ、人と人をつなぐ『広場』のようなまち Modern Urban Village」、それを支える2つの柱が「Green」と「Wellness」である。

特に、「Green」に力を入れ、**全8.1ヘクタールある区域のうち2.4ヘクタールを緑化。緑地面積は再開発前の約6倍となっている。**まちのレイアウトも、まず中心に約0.6ヘクタールの中央広場を据え、そのまわりに他の緑地と3棟の超高層タワーを配置した。

3つの認証取得

1. 「麻布台ヒルズ」全体で、「LEED」(-Leadership in Energy & Environmental Design-)のエリア開発を対象とした「ND」カテゴリにおいて最高ランクのプラチナ予備認証を取得。「多様な都市機能を有する複合開発」「広場を中心としたウォークアブルなまち」「再生可能エネルギーによる電力の供給」が高く評価された。**「麻布台ヒルズ」による「ND」カテゴリのプラチナランクの取得は、都内初の事例。**
2. 「森JPタワー」のオフィス・商業施設部分では、新築テナントビル対象の建物単位の認証「BD+C (CS)」で最高ランクのプラチナ予備認証を取得。「エネルギーの面的活用」、躯体建設段階の「環境負荷の見える化や低減」、竣工後の「テナント専有部でのデマンドレスポンス制御など、**入居テナントと協働して省エネに取り組む仕組み**」などが高く評価された。
3. 「中央広場を中心とした緑化」「高い室内空気質環境」はウェルネスの取り組みとしても評価され、「森JPタワー」のオフィス・商業施設部分においては、環境性能に加え、健康性や快適性を評価する国際認証「WELL Core」の最高ランクのプラチナ認証を日本で初めて取得（2024年）している。LEED ND、LEED BD+Cに加えて、**WELL認証でも最高位のプラチナランクを取得しているのは世界初の事例。**



WELL認証の評価項目	1. 健康	2. 生産性	3. 環境
健康	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用
生産性	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用
環境	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用	1. 健康診断 2. 健康診断結果の活用 3. 健康診断結果の活用

WELL認証の評価項目
WELL認証は、人々の健康とウェルビーイングに焦点を合わせたビルト・エンバイロメント(建築や街区の環境)の性能評価システム。

麻布台ヒルズのデザインと自然環境

麻布台ヒルズはヴァーティカル・ガーデンシティとしてデザインされている。ヴァーティカル・ガーデンシティ（立体緑園都市）は、高層化した建物に職住遊商学憩賑文化交流など様々な都市機能を縦に重ね合わせた、徒歩で暮らせるコンパクトシティである。

細分化した土地をまとめて建物を高層化することにより、地上部の建築面積は最小限に抑え、それによって生み出した広い空地を人々や自然に解放している。都市の自然を育み、四季を感じる暮らしを実現するだけでなく、地表や屋上を緑で覆うことで、ヒートアイランド現象の緩和が可能となっている。



麻布台ヒルズの配置図



麻布台ヒルズ



屋上緑化の様子



屋上菜園の様子

麻布台ヒルズの取組

【下水熱を地域冷暖房に活用】

未利用かつ再生可能なエネルギーである下水熱を、「麻布台ヒルズ」全体における冷暖房の熱源の一部として活用。気温に比べ「夏は冷たく、冬は暖かい」温度特性を持つ下水の熱を回収し、利用することで、年間70tほどのCO2排出量の削減に貢献。

【まち全体で雨水や雑排水を再利用】

敷地内に降った雨水は貯留・処理し、外構部への散水などに再利用。さらに緑地整備により、十分に雨水を浸透できる計画。また、レジデンスの雑排水を再利用処理し、「森JPタワー」の便器の洗浄水として利用するなど、棟をまたいで水を有効利用。

水栓やシャワーには節水型の器具を積極的に採用することで、街区全体で国際環境性能認証「LEED」の基準値の40%の水資源利用削減を達成。

出典

- ・麻布台ヒルズ 公式サイト
<https://www.azabudai-hills.com/about/index.html>
- ・森ビル公式サイト
https://www.mori.co.jp/projects/toranomon_azabudai/
- ・日経クロステック「巨大過ぎる『麻布台ヒルズ』が開業、街づくりの要所を写真でおさらい」
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/02659/112200006/>
- ・グリーンビルディングジャパン(LEED・WELL認証)
https://www.gbj.or.jp/leed/about_leed/

公園を中心にした再開発（大阪版BID）

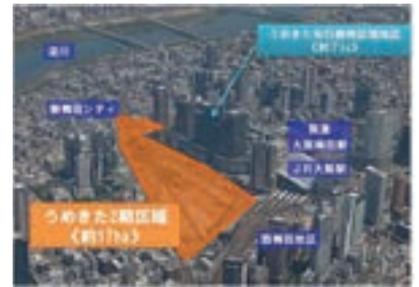
事例：うめきた先行開発区域1期 グランフロント大阪、うめきた2期区域 グラングリーン大阪

概要

「うめきたプロジェクト」は、旧梅田貨物駅区域（約24ha）の跡地に商業施設・オフィス・ホテル・公園・文化施設・住宅・学校・研究所などを含む複合施設をつくり、産学官連携により、国際競争力の高い知的創造都市に生まれ変わらせるプロジェクト。

「うめきた先行開発区域（1期）」において2014年からエリアマネジメントを推進し、一定のエリアで市町村が受益者から負担金を徴収し、それを元に、エリアマネジメント団体（グランフロント大阪TMO）が賑わいの創出や公共空間の活用等の活動を行い、エリアの価値の向上を実現する制度（BID制度 [Business Improvement District]）を創設。グランフロント大阪の来訪者数は目標の1.4倍に達し、地域の賑わい創出が実現した。

その後、2023年には、第2期グラングリーン大阪のパークマネジメントとまち全体のエリアマネジメントを一体的に運営する組織「一般社団法人うめきたMMO」を設立し、持続的展開に向け、うめきたMMOが指定管理者となり、協賛制度「MIDORI パートナー制度」や公園に隣接する民地の事業者の出資、広告収入などを原資に運用し、様々な連携先と協業し、公園の維持管理、まちづくりに資する各種プログラムやイベントの誘致・運営などを担う。



2013年の1期計画と2024年部分開業の2期計画地



グラングリーン大阪の公園のイメージ図



大阪版BIDの仕組み

デザインと持続可能な取り組み

「公園と建築が融合したランドスケープファーストのまちづくり」を実現するため、正方形のボリュームをを使いつつ、それぞれのボリュームを少しずつ「ずらす」ことでその間に多様な「間」を生み出した。公園や道路の敷地境界を越えて正方形の群造形が呼応し、「間」に「みどり」が介入することで大小様々な緑あふれる余白が生まれ「公園の中にまちがある」今までにないパブリックスペースを実現させた。また、日建設計は全体統括の一環として、グラングリーン大阪の緑化の価値を温室効果ガス削減や温熱環境改善、生物多様性促進など5つの評価軸「みどりのものさし」により可視化した。

水資源循環への貢献

緑陰や植栽・水景等の蒸発散による微気象調整効果により都心のクールスポットを創出。バイオスウェールや浸透トレンチ・砕石貯留槽などのグリーンインフラ技術の活用により、雨水の地下浸透を促すことで域外流出を抑え、内水氾濫抑制に寄与。雨水の再利用による灌水や貯留機能を有する植栽基盤を用いることで、上水利用を低減。

生物多様性への配慮

淀川や大阪城公園における生態調査から誘致目標種を掲げ、これら生物の生息に配慮した環境を計画（光環境への配慮、水辺から後背の樹林へと連続していく多様性の高い環境創出等）することで、大阪都心を取り巻く生態系ネットワーク形成への貢献を目指す。

評価項目	① 緑陰率の向上	② 緑陰の連続性	③ 緑陰の多様性	④ 生物多様性の創出	⑤ 緑陰の可視化
イメージ					
概要	建物外周部の緑陰を確保し、緑陰による気候調整効果を高める。	緑陰の連続性を確保し、緑陰による気候調整効果を高める。	緑陰の多様性を確保し、緑陰による気候調整効果を高める。	緑陰の多様性を確保し、緑陰による気候調整効果を高める。	緑陰の可視性を確保し、緑陰による気候調整効果を高める。
評価方法	緑陰率の向上率、緑陰率の向上率の向上率、緑陰率の向上率の向上率。	緑陰率の向上率、緑陰率の向上率の向上率、緑陰率の向上率の向上率。	緑陰率の向上率、緑陰率の向上率の向上率、緑陰率の向上率の向上率。	緑陰率の向上率、緑陰率の向上率の向上率、緑陰率の向上率の向上率。	緑陰率の向上率、緑陰率の向上率の向上率、緑陰率の向上率の向上率。

みどりのものさしイメージ図



グラングリーン大阪の配置図（詳細）

出典
 ・日建設計公式サイト
https://www.nikken.co.jp/ja/news/press_release/2024_09_06.html
 ・内閣官房・内閣府公式サイト 地方創生
https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/areamanagement_panf.pdf
 ・大阪市
<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryu/osakatokei/0000620342.html>
<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000421/421185/097eriamanemenntonok>

暗渠化された水路の復活

事例：前橋・馬場川通りの公共空間民間整備と市民自治的管理

概要

2008年に前橋市の中心的存在であった創業30年以上の白井屋ホテルが廃業し、同場所にマンションを建設する計画が出た。まちの景観や雰囲気が変わることを危惧した前橋出身の大手企業の社長が財団を組織してホテルを買い取り、再活用する計画を立てた。計画に運動して、地元商店街の住民から、ホテルに接続されている馬場川通りの改善・整備の要望が出たことで、**財団と行政の間で2014年から2016年の間に官民共創でドイツの会社を招いて「前橋ビジョン」を策定し、「前橋ビジョン」を推進する母体が民間主体で創設された。**

更に、前橋市が2019年に、アメリカのポートランドの会社とともに「前橋アーバンデザイン」を策定。「前橋アーバンデザイン」を推進する母体が民間主体で創設された。この2つの民間の組織と財団と行政が一体となって**全長約200m・全幅約12mの市道馬場川通りの改善が行われた。**経営・維持を行政ではなく、民間資金で行い、行政は支援に回っている点が計画の特徴。

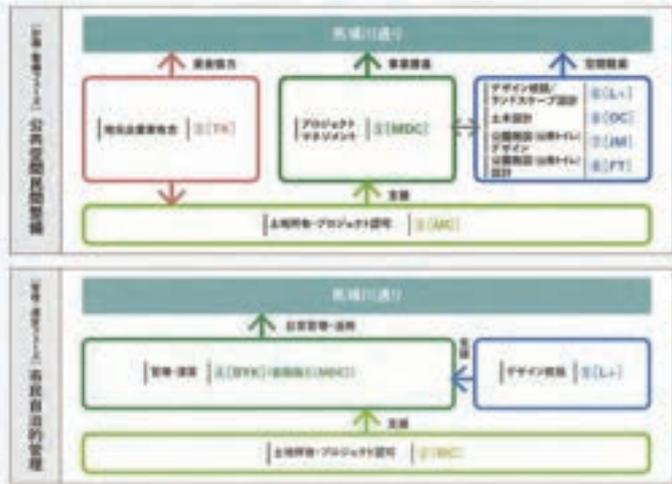


緑化された壁面が特徴の白井屋



暗渠が開放された馬場川通り

本計画の相関図



① 目下設計（都市再生推進法人（一社）前橋デザインコミッション）【MDC】
前橋市のアーバンデザイン推進母体としてプロジェクトマネジメントを担う。

② 土地の会【TK】
MDCの呼びかけに応え、本プロジェクトに賛同した地元財界団体。

③ 平賀 達也（株式会社ランドスケープ・プラス）【L+】
空間と住居のデザインを統括。水渠をまちの中心に据え直し形作りしこの復興に専ら。

④ ジャスパー・モリソン【JM】
公園施設（公園トイレ）のデザインも担当。世界で2つ目のパーマネントな建築作品となった。

⑤ 前橋市【MDC】
アーバンデザインを策定しMDCとの官民連携を推進。税制上の優遇も提供し協力を促す。

⑥ 馬場川通りを涼くする会【JMC】
馬場川通りを民間で広く市民が参加した市民自治的な通りのエリマキ組織。

⑦ 大庭 健二（株式会社オリエンタルコンサルタンツ）【OC】
土木設計を担当。河川・インフラ等が強い組織の中で豊富な都市計画ノウハウを駆使。

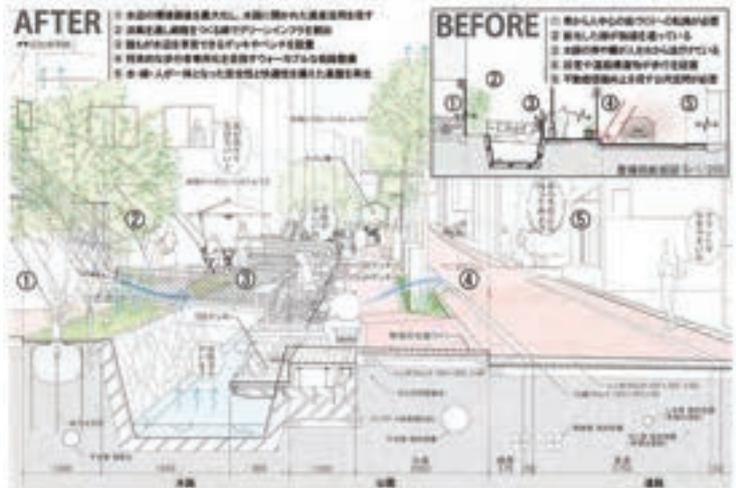
⑧ 高橋 史子（高橋史子建築設計事務所）【FT】
公園施設（公園トイレ）の設計を担当。デザイナーの世界をまちがかりの復興に再臨。

デザイン

夏場の気温が高い前橋市ではあるが、馬場川の水は利根川から取水しており、他の場所より水温がかなり低くなっていた。これは暗渠により、日光が当たらず水が冷えているためであった。この水温の冷たさ・涼しさを地元の住民が感じられるとともに、通り全体が涼しく快適に利用され、近隣商業地帯の発展に寄与するようデザインが工夫されている。

デザインの特徴

- ・ホテルと暗渠だった川と通りのつながりを意識した橋梁
- ・有名なデザイナーによる誰もが使える多機能トイレ
- ・大規模な金属柵から様々な人が利用できる机や椅子への変更
- ・通気性や通りの透明性の確保
- ・グリーンインフラの適切な配置
- ・経済活動空間と公共空間のバランス



馬場川通りのビフォーアフター

通りのデザイン図面



馬場川：整備前平均幅5m×1200 整備後：マスタープラン5m×1200

出典
 ・MDC公式サイト（一般社団法人前橋デザインコミッション）
<https://www.maebashidc.jp/>
 ・マガジンハウス ローカルネットワークマガジン コロカル VOL7「前橋市〈馬場川通りアーバンデザインプロジェクト〉川と遊歩道と道路を一体でデザイン」
https://colocal.jp/topics/art-design-architecture/semi-public/20241204_167790.html
 ・日経BP 総合研究所 新・公民連携最前線 PPPまちづくり事例研究 前橋市の遊歩道公園を民間主導で改修、馬場川通りの再生プロセス
<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434167/12060289/?P=1>



中流より馬場川を望む



250mmの段差を解消し、通り全体をフラットなレベル面へ
 安い椅子の安いオールシーズンコートトイレは馬場川通りの日常利用のための
 会費も取らない

環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
代替フロン排出削減対策の徹底に関する検討状況の概要

1 課題・背景

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に取り組んできたが、温室効果の高い代替フロンの排出量は年々増加しており、その漏えい対策が喫緊の課題となっている。

全国のフロン類算定漏えい量の 26.3%を占める九都県市が一体となり、代替フロン排出削減対策に取り組むことで大きな効果が期待できる。

2 検討経過

環境問題対策委員会の地球温暖化対策特別部会において、各都県市の取組状況や課題を共有した上で、事業者及び住民に対する具体的な啓発手法を検討した。

(1) 事前調査（令和6年5月17日（書面））

- ・ 検討会の実施に向け、各都県市に代替フロンの排出削減対策に関する取組状況や課題の調査を行った。

(2) 検討会（令和6年6月13日、8月19日、10月17日（Web会議））

- ・ 事前調査の結果を踏まえ、各都県市の優良事例や先進的な取組・課題について共有を図った。
- ・ 各都県市の取組状況や課題を踏まえ、共同取組の方向性について協議を行った。その結果、啓発の対象を「業務用冷凍空調機器（以下、「機器」という。）の管理者」、「解体等工事の発注者・元請事業者」、「住民」の3者に区分し、それぞれ効果的な取組を検討・実施することで合意を得た。
- ・ 合意を得た共同取組の方向性を踏まえて啓発方法の具体的検討を進めた結果、12月を九都県市合同啓発キャンペーンの期間と設定した上で、代替フロンの温室効果や適正管理等について啓発を行うこととなった。

3 啓発の内容及び実績

(1) 「業務用冷凍空調機器の管理者」への啓発

- ▶ 一定規模以上の機器を管理していると想定される事業者（1,474者）に対し、フロン排出抑制法で規定される機器点検の実施、機器からの漏えい量

が一定以上の場合の国への報告及び廃棄時におけるフロン類回収等の責務の遵守に係る啓発通知を送付した。

- ▶ 機器販売事業者・メンテナンス事業者（674 者）に対し、漏えい量が一定以上の場合の国への報告及び廃棄時におけるフロン類回収等の責務の遵守に係る機器管理者への啓発協力を依頼した。

(2) 「解体等工事の発注者・元請事業者」への啓発

機器廃棄時におけるフロン類の適正回収等に係る指導・啓発を実施するため、解体工事現場へのパトロール・立入検査を 260 件実施した。

(3) 「住民」への啓発

フロン類の温室効果やフロン類が充填された機器の適正管理・適正処理を周知・啓発するため、九都県市首脳会議ホームページや各都県市ホームページ等を用いた情報発信を実施した。

4 今後の取組予定

第 87 回九都県市首脳会議への報告をもって共同取組を終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、国への共同要望や適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
水素社会の実現に向けた取組に関する検討状況の概要

1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、要望活動、事業者との情報交換等を実施する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 国等への要望
令和6年5月
※「脱炭素社会実現に向けた取組の推進について」において要望
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換の実施
令和6年11月
- (3) 水素エネルギーの啓発事業
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」等で実施

3 事業内容

- (1) 国への要望
令和6年5月28日（火）に経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して要望を行った。
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換
令和6年11月11日（月）に水素エネルギー関連事業者（1社）との意見交換を実施した。
- (3) 水素エネルギーの啓発事業
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」において、水素情報館東京スイソミルの見学等により、水素エネルギーの啓発活動を実施した。

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要望事項

- (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- (5) 水素社会実現に向けた取組の強化
- (6) 代替フロン排出削減の徹底

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

< 具体的要望内容 >

脱炭素化に資する取組、製品・サービスを増加させていくため、国民・消費者の新しい暮らしを強力に後押しするとともに、2022年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」等を活用し、深刻化する気候危機の状況やカーボンフットプリント情報の見える化など国民に分かりやすく情報発信することなどにより、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けて、より具体的かつ統一的なムーブメントを創出すること。

(2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。また、2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すこととした。

国の地球温暖化対策計画において、目標の設定とその達成に向けた具体的な対策・施策の設定を地方自治体が講ずべき措置に位置付けており、温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるものの、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、

年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、2023年11月に「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されており、国の分科会においてそれ以外の内容についても公表を検討しているものの、自家消費や卒FITを始めとする再生可能エネルギーの設備容量などは、現在においても提供されていない。

<具体的要望内容>

国が地方自治体に提供するデータの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、電力量を把握する仕組みづくりを検討すること。

(3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。この問題を乗り切るためには、脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する必要がある。

<具体的要望内容>

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

ア エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

イ 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充を図ること。また、次世代型太陽電池に関しては、普及拡大に向けた需要創出の観点等から公共施設等への率先的な導入が重要である。政府機関への導入目標を早期に示し、率先して導入するとともに、幅広く自治体施設等への導入が進むよう、量産や安定供給への支援を行うこと。

「第7次エネルギー基本計画」において、2040年に向け、まずは2030年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行することとされているため、特に今後数年間で取り組む事項や期限を明確化し、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。

加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来

を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

ウ 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

(4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立

「部門別CO₂排出量の現況推計(2021)」では、産業部門からの排出量は総排出量の4割を超えており、「2050年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組が重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「2050年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

<具体的要望内容>

産業部門における大幅なCO₂排出量の削減に向け、令和3年6月に改定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」にて示されたカーボンリサイクル技術等の革新技术確立のための財政支援を強化すること。

また、2026年度から本格稼働を予定している国内排出量取引制度は、総量削減を中核とする実効性の高い制度とすること。

(5) 水素社会実現に向けた取組の強化

水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。令和6年5月に成立した「水素社会推進法」の実施を踏まえ、国と自治体の連携のもと支援の充実を図り、水素社会の実現に向けた取組を行う必要がある。また、令和5年6月に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点(受入基地)や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

ア 水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

「水素基本戦略」に掲げる水素ステーションの整備目標(2030年度までに1,000基程度)を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画(令和2年7月閣議決定)」等に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。

また、障壁の高さに係る技術基準の見直しを進めるとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

イ 水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、大型車両への対応に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備、パイプラインによる水素供給を含む多様なニーズに対応するためのマルチステーション化を柔軟に実施できるように補助制度の見直しを図ること。

ウ 燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

依然として普及が低迷している乗用の燃料電池自動車に加え、安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、国による財政支援について、強化・拡充すること。

また、ユーザーのニーズに対応するため、乗用及び産業用燃料電池自動車の車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入や運用に対し継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、積極的な施策展開を図ること。

(6) 代替フロン排出削減の徹底

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に取り組んできた結果、温室効果ガスの総排出量は削減されている一方で、温室効果の高い代替フロンの排出量は年々増加しており、2030年における温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向けた地球温暖化対策を推進する上でも、代替フロンの排出削減が喫緊の課題である。

代替フロンの排出削減に当たっては、代替フロン排出量の約7割を占める第一種特定製品の管理者や解体工事の発注者・解体業者等によるフロン排出抑制法の遵守に加え、第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進、漏えいしにくい第一種特定製品の製造技術の開発、代替フロンの温室効果に係る国民への理解促進などの多くの課題がある。これら全国規模の課題を解決するためには、国による先導的取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

代替フロンの排出削減に向け、以下の取組を一層加速させること。

ア 代替フロンの温室効果に係る啓発の更なる充実

温室効果が極めて大きい代替フロンの排出を削減するためには、国民一人一人が代替フロンの温室効果を理解し、身の回りで使用しているフロン類使用製品の適正な管理と適正な処理に取り組むことが重要であることから、事業者のみならず広く一般国民に対する啓発をより一層充実させること。

イ 第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進・開発支援

代替フロンの排出削減が進まない要因の一つとして、使用中の第一種特定製品からの漏えいに対する効果的な施策が不足していることが挙げられる。使用中の漏えいを防止するためには、フロン排出抑制法に基づく適正管理に加え、漏えいの初期段階における第一種特定製品の補修を速やかに行うとともに、第一種特定製品を使用する際の最上流とも言える生産過程で、漏えいしにくい製品を開発・製造・流通させることが重要であることから、国は常時監視技術をはじめとした第一種特定製品使用時のフロン類の漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組に加え、漏えいしにくい製品の製造技術の開発支援などを行うこと。また、第一種特定製品の管理者に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

ウ 第一種特定製品廃棄時における回収率向上に向けた取組の強化

第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、国は、第一種特定製品の管理者、解体工事の発注者や工事関係事業者等に対する法令の周知徹底を図るなど、回収率向上のための施策を着実に推進すること。

令和7年 月 日

経 済 産 業 大 臣 武 藤 容 治 様
(GX実行推進担当)
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 様
環 境 大 臣 浅 尾 慶 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長 横 浜 市 長 山 中 竹 春
埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕
千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事 小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治
川 崎 市 長 福 田 紀 彦
千 葉 市 長 神 谷 俊 一
さいたま市長 清 水 勇 人
相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

添付資料（検討状況の概要）

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化に関する検討会
検討状況の概要

1 課題背景

中小企業の持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上とともに、価格転嫁の円滑化により企業の稼げる力を高めていく必要がある。

企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることから、九都県市が更に連携して価格転嫁の円滑化に向けて取り組んでいく必要がある。また、価格転嫁対策の推進には、発注側となることが多い上場企業への働き掛けが有効であり、全国の上場企業の約 61%を有する九都県市が一体となり、機運醸成に取り組むことは効果的である。

そこで、九都県市が連携して、埼玉県が開発した各種支援ツールの活用などの価格転嫁の円滑化に向けた取組を実施することとした。

2 検討会における取組

- (1) 各都県市の価格転嫁HPに各種支援ツールのリンクを掲載（準備ができ次第速やかに実施）
- (2) 各都県市の好事例や相談事例のリンクを掲載（6～8月）
- (3) 首長連名により、依頼文・価格転嫁に関するチラシを作成し、企業・経済団体に通知（8月頃）
- (4) 金融機関と連携した取組の実施を検討
- (5) ノウハウや支援策、好事例などの情報を共有（随時実施）

3 検討経過

(1) 第1回検討会（令和7年2月7日）

- ・ 事前調査の結果をもとに、各都県市における課題や取組状況を共有し、課題解決に向けた意見交換を実施した。
- ・ 好事例の共有を図るとともに、九都県市が連携して実施すべきと思われる取組を確認した。
- ・ 今後の検討会の進め方について協議し、決定した。

(2) 第2回検討会（令和7年3月5日（書面））

- ・ 今後の取組の方向性について協議を行った。
- ・ 合意を経た取組の方向性に基づき、具体的な取組内容を検討していくこととした。
- ・ 中間報告案について協議を行った。

4 今後の取組予定

引き続き、具体的な取組内容に関する検討を進め、円滑な価格転嫁の実現に向けて九都県市で連携した取組を実施していく。